

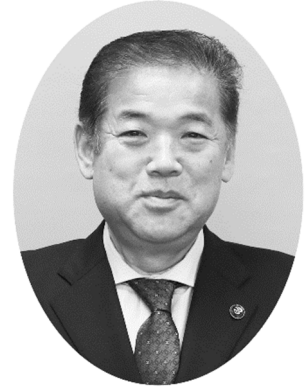
第3次桜川市地域福祉活動計画（案）

令和5年3月

社会福祉法人桜川市社会福祉協議会

はじめに

人口減少、少子高齢化、核家族化が進展しております。総人口は減少するなか、高齢者数は増加し続け、桜川市では現在3人にひとりが65歳以上となっており、2050年には2人にひとりが65歳以上となると推測されています。



少子高齢化や都市化、ライフスタイルの変化などを背景に、高齢者のみ世帯の増加、近所づきあいの希薄化など地域を取り巻く環境は変化しています。生活困窮やひきこもりなど、多様で複雑化した福祉課題への対応も必要となってきています。

このような状況の中、桜川市においては、市民・地域・行政の協働のもとに、だれもが住みよい、心と心の通い合う地域共生社会の実現を目的として令和4年度に『桜川市第3次地域福祉計画』が策定されました。

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、市の策定する地域福祉計画と連携、協働し取組を進めていくものとなります。

また、この計画を進めるためには、市民ひとり一人が互いに思いやり、支え合える関係を構築するとともに、社会福祉団体、事業者、地域の関係団体、行政が連携し、取組みを進めていくことが必要となります。今後とも、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人桜川市社会福祉協議会 大塚 秀喜

目 次

第1章 地域福祉活動計画の策定について.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の性格.....	2
3. 計画の位置づけ.....	4
4. 行政との連携.....	5
5. 計画の期間.....	6
6. 計画の策定体制.....	6
第2章 現状と課題.....	7
1. 人口・世帯の状況.....	7
2. 人口の将来展望.....	8
3. 高齢者の状況.....	9
4. 児童の状況.....	10
5. 障がいのある人の状況.....	10
6. 生活保護の状況.....	11
7. 外国人の状況.....	11
8. 地域での福祉活動の状況.....	12
9. アンケート調査結果より.....	14
10. 地域福祉の課題.....	26
第3章 計画の基本的な考え方.....	28
1. 基本理念.....	28
2. 基本目標.....	29
3. 計画の体系.....	30
4. 計画推進の担い手.....	31
5. 圏域と活動主体.....	32
第4章 施策の展開.....	33
基本目標1 地域住民の地域活動への参加促進.....	33
基本目標2 適切な福祉サービスの利用促進.....	39
基本目標3 社会福祉協議会の基盤強化.....	45
第5章 計画の推進に向けて.....	49
1. 計画の推進体制.....	49
2. 計画の進行管理.....	49
【資料編】.....	51

第1章 地域福祉活動計画の策定について

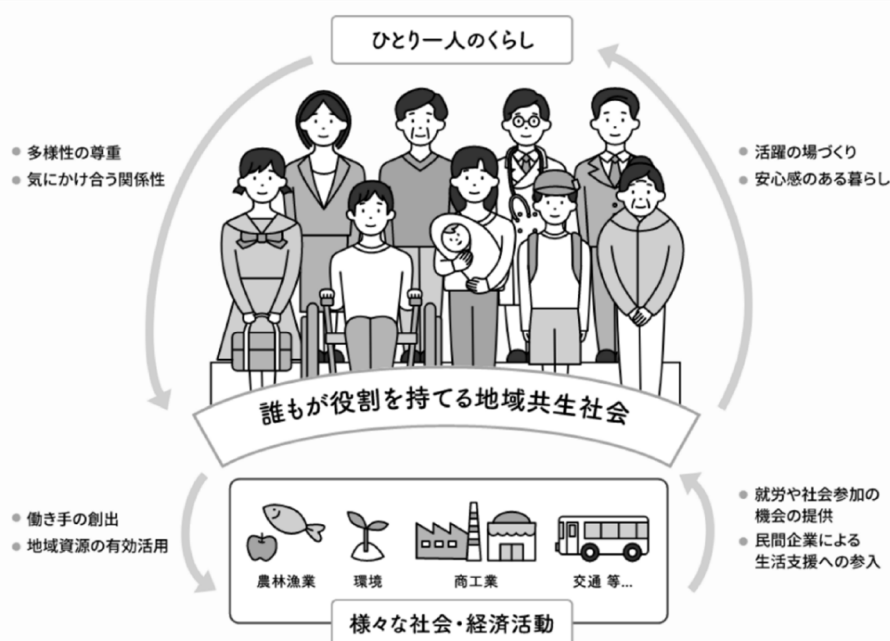
1. 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化の進展、社会情勢の変化に伴い、まちづくりの課題や住民ニーズは複雑かつ多様化しています。子ども・高齢者・障がいのある人など、対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、多様な地域住民のニーズに応じて、福祉・保健・医療やその他の生活関連分野全般にわたる総合的な取り組みが求められており、今後は民間によるサービスも含めて十分に連携を図りながら、総合的にサービスを提供することが不可欠となります。だれもが生き生きと生活することができる社会としていくためには、福祉・保健・医療の連携による総合的なサービスの提供に加え、地域の中で住民相互の「支え合い」「助け合い」が活発に展開されていくことが重要です。

自助・互助・共助・公助の役割とともに、公・共・私が連携しながら、バランスの取れた形でそれぞれの役割を果たし、個人の自律を支えるセーフティネットを充実させ、だれもが住みよい、心と心の通い合う地域共生社会の実現を目指します。

(地域共生社会)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民ひとり一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2. 計画の性格

■地域福祉

社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」が規定されており、推進主体と目的が明確にされています。

第4条（地域福祉の推進）（社会福祉法より抜粋）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

■地域福祉計画

「社会福祉法」では、地域福祉の推進における行政（地方公共団体）の責務について規定され（第6条）、地域における福祉サービスの適切な利用推進や社会福祉を目的とする事業の健全な発達、社会福祉に関する活動への地域住民の参加促進に関することを一体的に定める計画として「地域福祉計画」を策定する努力義務が定められています（第107条）。

第107条（市町村地域福祉計画）（社会福祉法より抜粋）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■社会福祉協議会と地域福祉活動計画

『地域福祉計画（市町村地域福祉計画）』が行政の計画であるのに対し、『地域福祉活動計画』は、地域福祉推進のために社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画です。地域福祉活動計画は、地域福祉計画と共有、役割分担し連携していくことが必要となります。

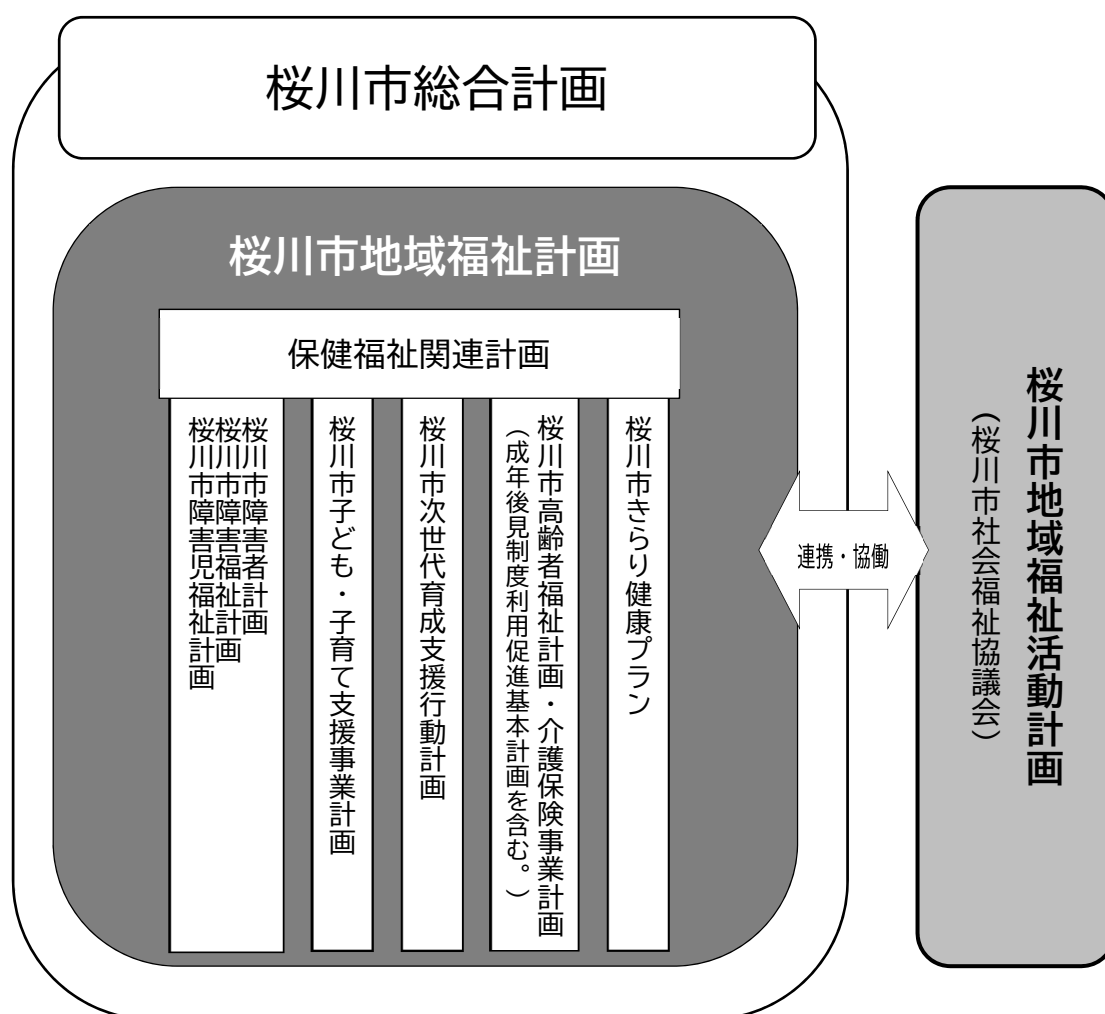
第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）（社会福祉法より抜粋）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3. 計画の位置づけ

市の計画は、社会福祉法 107 条の規定に基づき、市町村が行政の計画として策定されるもので、市の地域福祉を総合的に推進するための施策の方向性を定めるものです。活動計画は、社会福祉法 109 条の規定に基づき、市の計画と連携協力して、地域住民、福祉活動者、福祉事業者、市、社協等が地域福祉推進のために必要な活動を計画するものです。



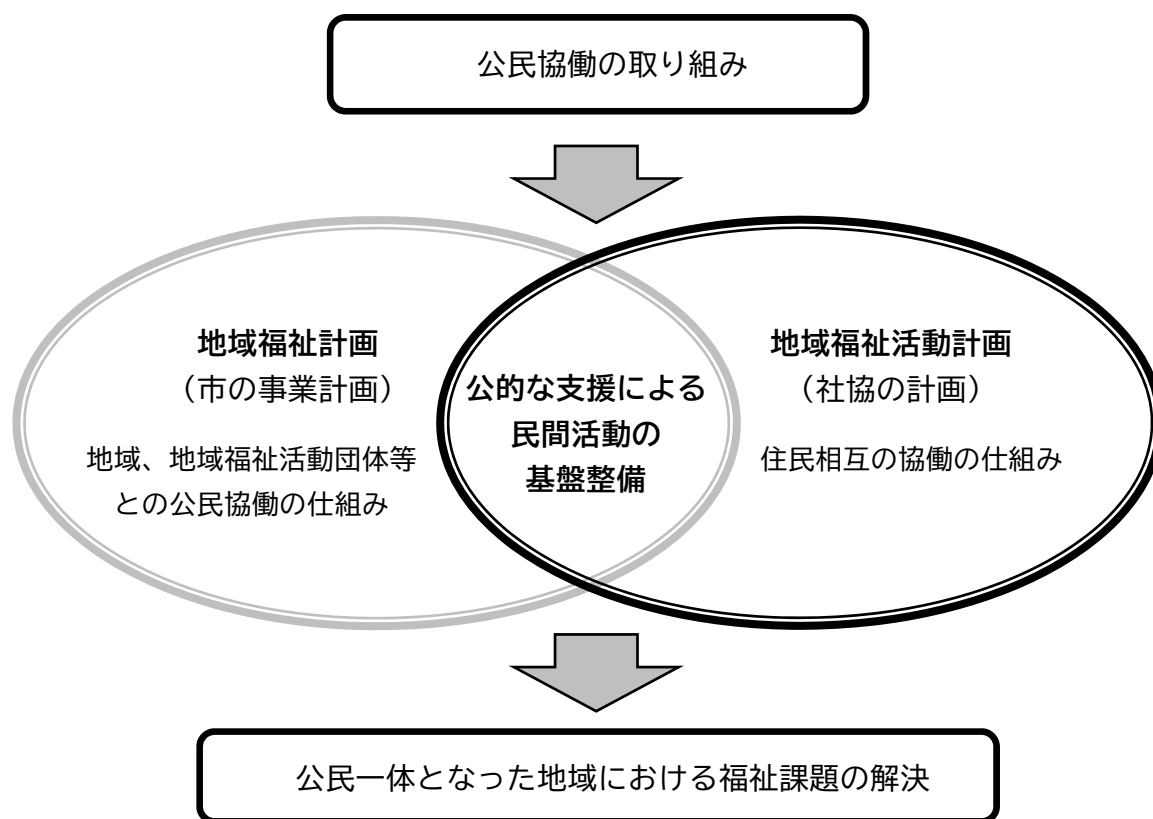
4. 行政との連携

市社協は、社会福祉法 109 条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国の都道府県・市区町村に設置されています。

地域住民・ボランティア・福祉・保健などの関係者、行政機関などの参加や協力を得て、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、さまざまな活動を行っています。

各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや住民活動の支援、共同募金活動の支援など、さまざまな場面で地域の福祉増進のための活動を行っており、今後も制度の狭間にある地域の課題解決に向けた活躍が期待されます。

このように、市社協は市全体の地域福祉推進の中心的な役割を担っていくこととなるため、市が策定する『地域福祉計画』と、市社協が策定する民間の活動・行動計画である『地域福祉活動計画』との整合性を図るものとします。



5. 計画の期間

本計画の期間は、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの 5 か年とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとしします。

■計画期間

計画名	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
桜川市第2次総合計画(後期基本計画)	現行計画				
桜川市第3次地域福祉計画	現行計画				
桜川市地域福祉活動計画	現行計画				
第3期桜川市障害者計画	現行計画				
第6期桜川市障害福祉計画	現行計画				
第2期桜川市障害児福祉計画	現行計画				
第2次桜川市次世代育成支援行動計画(後期計画)	現行計画				
第2期桜川市子ども・子育て支援事業計画	現行計画				
第8期桜川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画	現行計画				
第2次桜川市きらり健康プラン	現行計画				

6. 計画の策定体制

この計画に関する事項を審議するため、学識経験者をはじめ各関係機関や関係団体の代表者 16 名で構成する桜川市地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。

本計画は、桜川市地域福祉活動計画策定委員会での審議を中心に、市民を対象にしたアンケート調査結果を活用し策定しました。

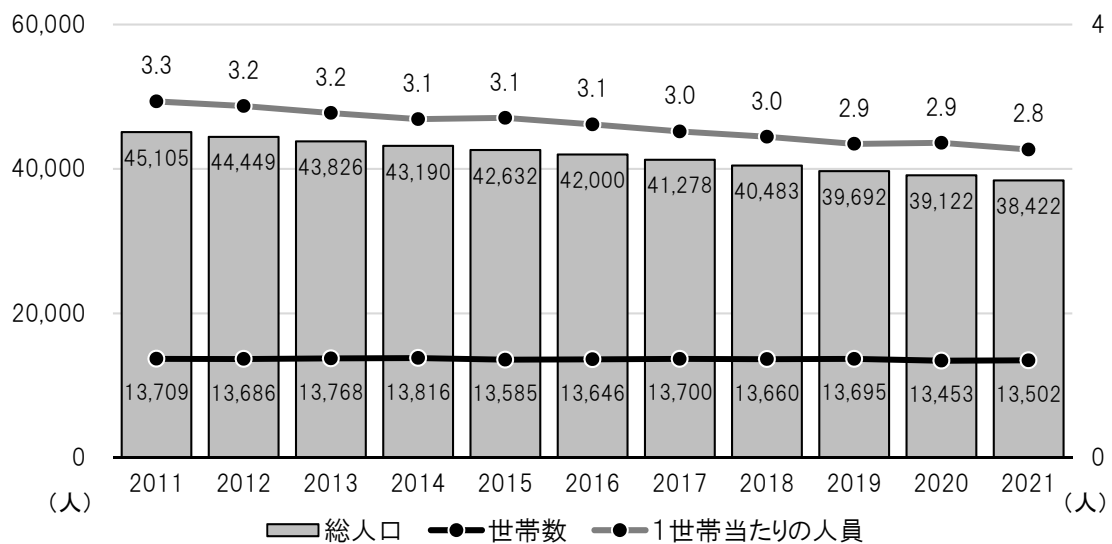
第2章 現状と課題

1. 人口・世帯の状況

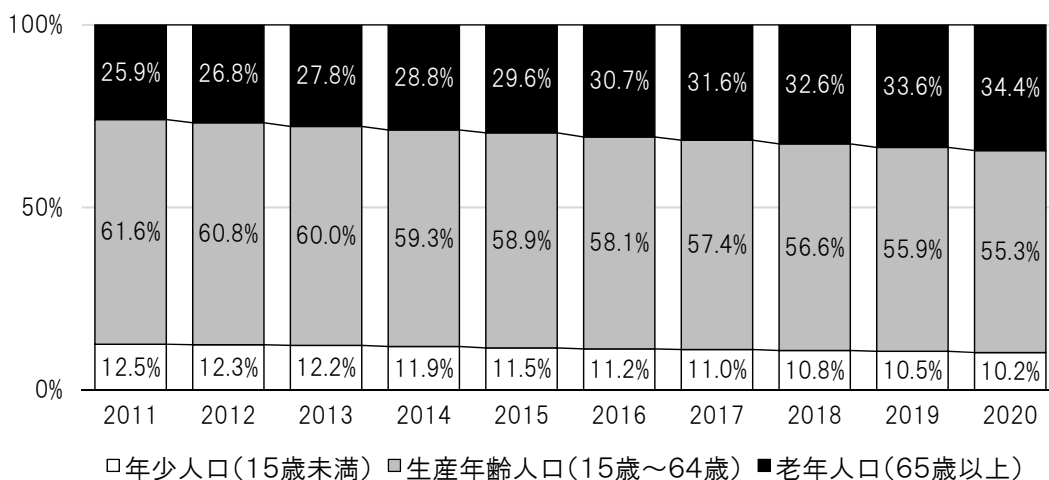
総人口は2011（平成23）年の45,105人から、2021（令和3）年の38,422人へと6,683人の減少となっています。世帯数は2011（平成23）年からほぼ横ばいで、1世帯当たりの人員が減少傾向にあり、核家族化が進んでいると考えられます。

また、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は減少傾向ですが、老年人口（65歳以上）の割合は増加傾向で推移しており、2011（平成23）年の25.9%から2020（令和2）年では34.4%へと増加しています。

■表-1 人口および世帯数の推移



■表-2 年齢（3区分別）人口割合の推移



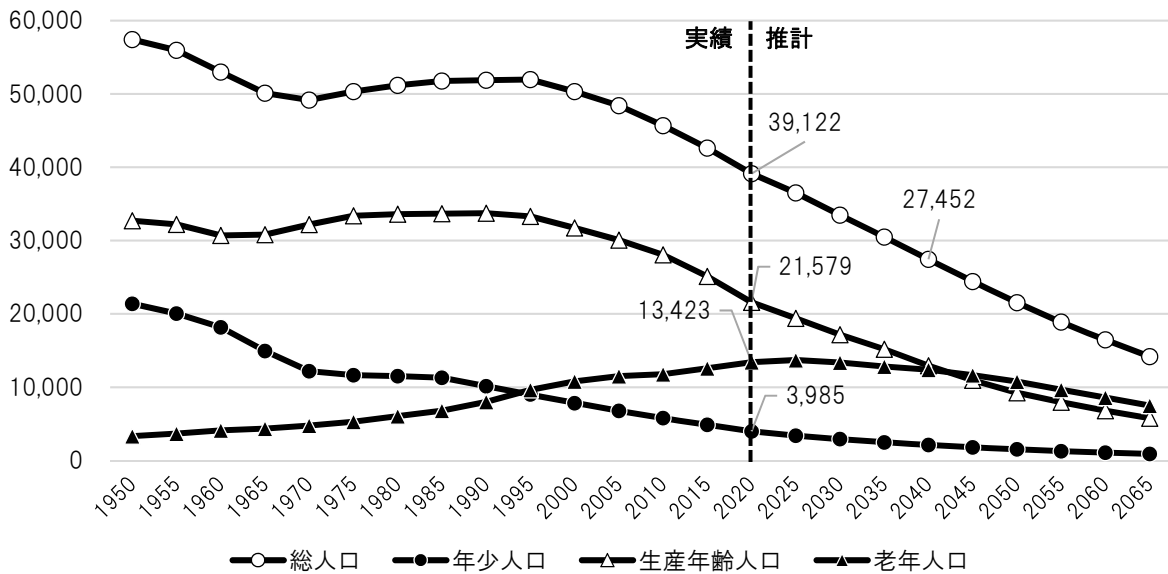
資料：茨城県常住人口調査（各年10月 2020（令和2）年は国勢調査、年齢不詳を除く）

2. 人口の将来展望

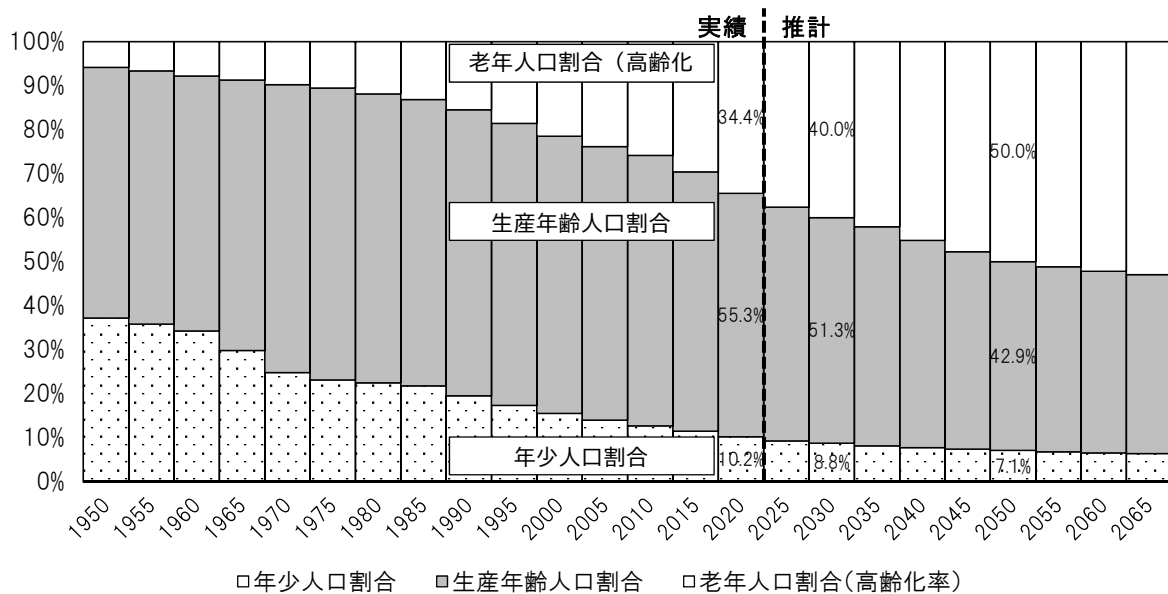
今後、総人口は減少傾向にあり、増加傾向であった老年人口は2025（令和7）年に減少に転じ、2040（令和22）年には総人口が3万人を切ることが見込まれています。

また、高齢化率（総人口に占める老年人口の割合）では、2020（令和2）年に34.4%であったものが、2030（令和12）年には40.0%、2050（令和32）年には50.0%まで高まると予想されています。

■表-3 年齢（3区分）別人口の推移と将来推計



■表-4 年齢（3区分）別人口割合の推移と将来推計



資料：桜川市人口ビジョン（2022年改訂版）

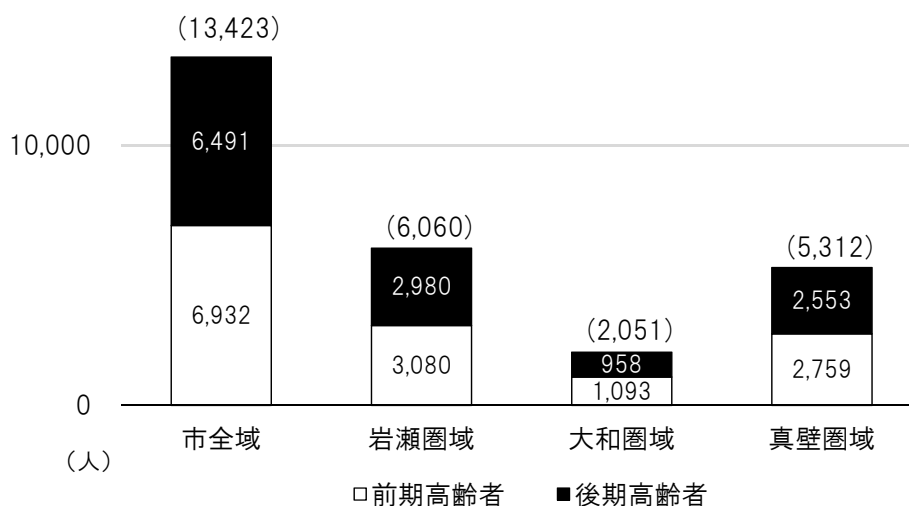
3. 高齢者の状況

市全域での65歳以上の高齢者人口は2020（令和2）年10月現在で、13,423人となっています。日常生活圏域別では、大和圏域が2,051人と最も少なくなっています。

高齢者の内訳を見ると、岩瀬圏域では他の圏域と比べ、後期高齢者の割合が若干多くなっています。

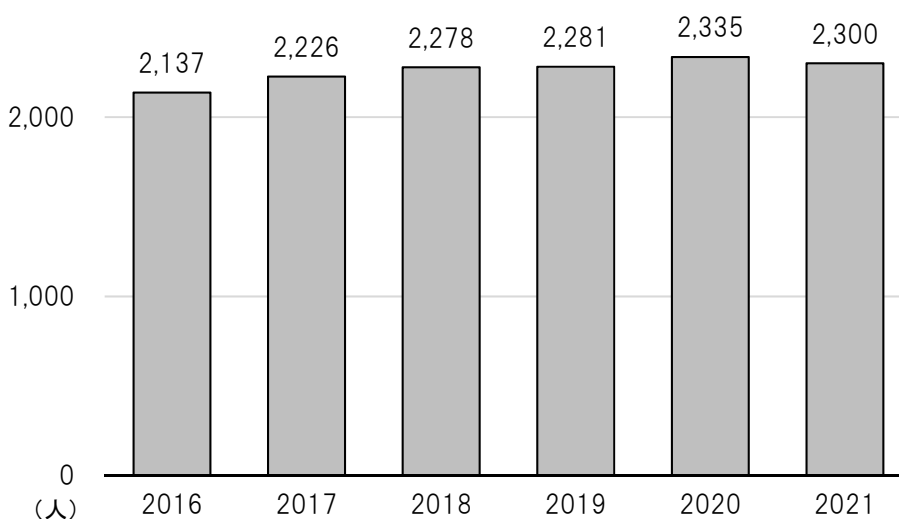
また、65歳以上の要支援・要介護認定者数は、2021（令和3）年では2,300人となっています。

■表-5 日常生活圏域別の高齢者人口



資料：国勢調査（2020（令和2）年10月）、年齢不詳を除く

■表-6 要支援・要介護認定者数の推移（65歳以上）

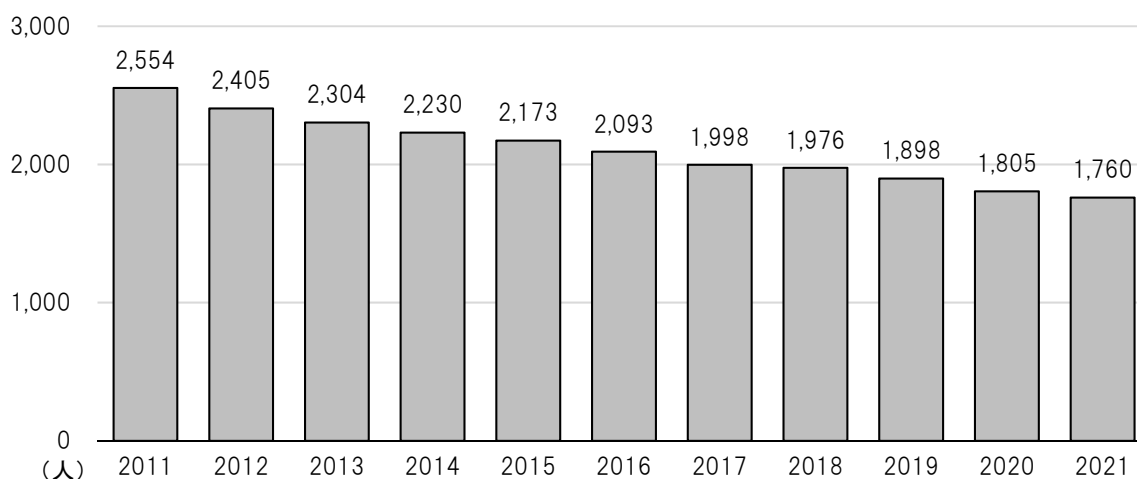


資料：介護保険事業状況報告（各年9月末日現在）

4. 児童の状況

市内小学校児童数は、減少傾向で推移しています。2011（平成23）年と2021（令和3）年を比較すると、794人の減少となっています。

■表－7 市内小学校児童数の推移

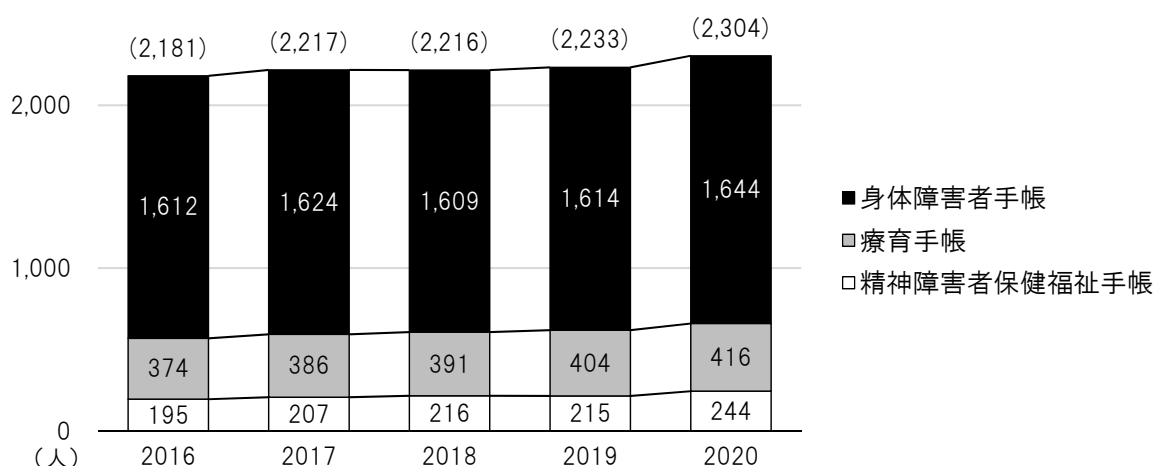


資料：桜川市教育委員会（各年5月1日現在）

5. 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は、2016（平成28）年以降増加傾向で推移しています。2020（令和2）年の障害者手帳所持者数は2,304人で、そのうち身体障害者手帳所持者数は1,644人で約7割、療育手帳所持者数は416人で約2割、精神障害者保健福祉手帳所持者は244人で約1割となっています。

■表－8 障害者手帳所持者数の推移

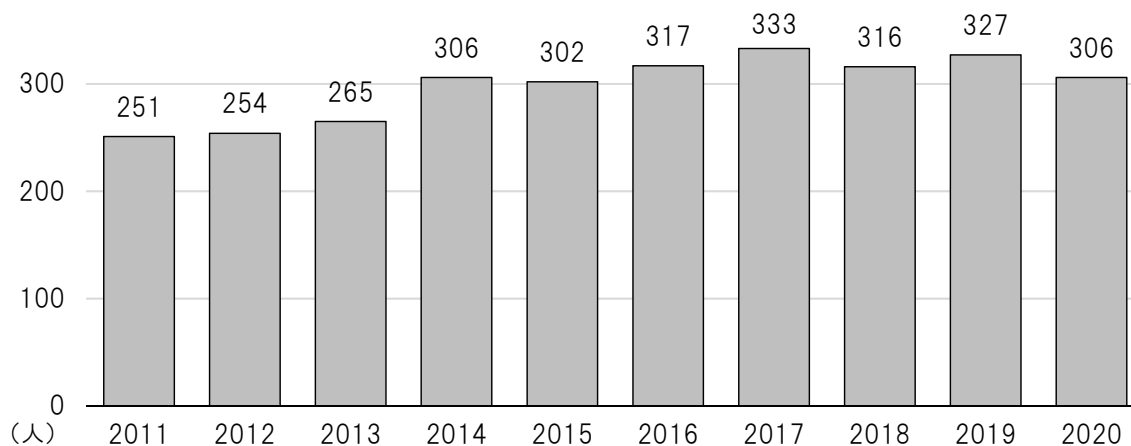


資料：桜川市社会福祉課（各年4月1日現在）

6. 生活保護の状況

生活保護人員は、2011(平成 23)年では 251 人であったものが、2017(平成 29)年には 333 人まで増加、2020 (令和 2) 年では 306 人となっています。

■表－9 生活保護人員の推移

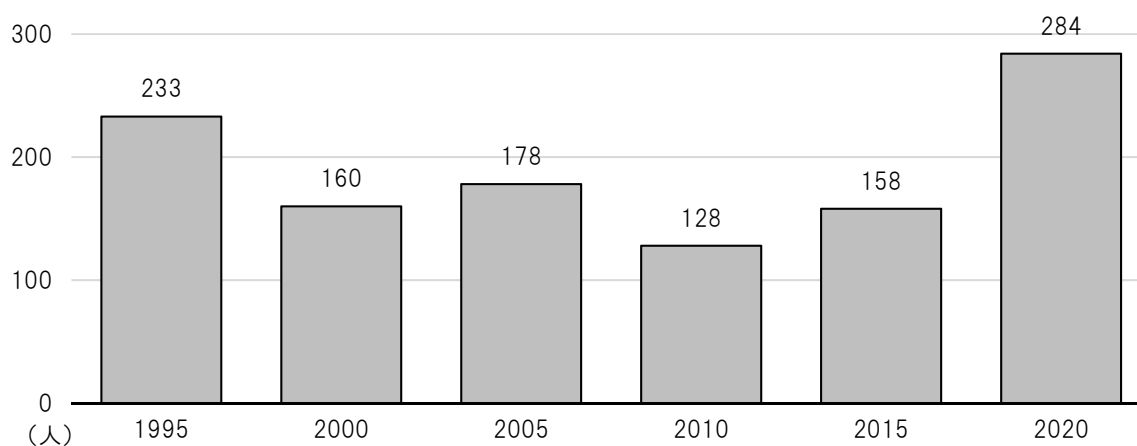


資料：桜川市社会福祉課（各年度末現在）

7. 外国人の状況

市内の外国人総数は、2010 (平成 22) 年に 128 人であったものが、2020 (令和 2) 年では 284 人へと 10 年で 2 倍以上増加しています。

■表－10 外国人総数の推移



資料：国勢調査

8. 地域での福祉活動の状況

(1) 社会福祉協議会の状況

社会福祉協議会は、地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題として捉えみんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指しています。また、市民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関との連携、具体的な福祉サービスの企画、実施なども行っています。

現在の桜川市社会福祉協議会は、平成 17 年 10 月 1 日の 2 町 1 村（岩瀬町・真壁町・大和村）の合併に伴い、平成 18 年 4 月 1 日に桜川市社会福祉協議会となりました。

役員は、区長、民生委員、行政機関、福祉関係者、学識経験者、地域組織など地域の代表者で構成されており、地域のさまざまな社会資源とのネットワークを有しており、多くの人々との協働を通じて地域の最前線で活動しています。

(2) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動や市民からの福祉サービスの相談、生活に関する相談などを受けて、行政機関等と連絡・協力して社会福祉の増進に努めています。

本市では、令和 4 年 12 月末現在で 100 人の民生委員・児童委員が厚生労働大臣から委嘱を受け、各地区民生委員児童委員協議会を設置して、地域福祉の向上のため中心的役割を担って活動しています。

(3) ボランティア活動、NPO 法人等

市民活動に対する関心が高まり、ボランティアや NPO の活動も広がりを見せています。桜川市社会福祉協議会を事務局とするボランティア連絡会への加入は、9 団体、544 人となっています。活動内容は施設訪問を中心に多岐にわたっております。

また、県の認証を受けた NPO 法人をはじめとする多くの民間団体等がさまざまな分野で活躍しています。

■表-11 ボランティア連絡会加入団体一覧

(単位：人)

団体名	会員数	活動内容
桜川市くらしの会	59	消費者問題啓発、環境美化、研修会等。
桜川市更生保護女性会	36	次世代を担う青少年の健全な育成に勤める。 過ちに陥った人たちの立ち直りを助ける。
桜川市食生活改善推進員協議会	86	食を中心とした健康づくりの為の伝達講習、食生活改善に関する広報活動や料理教室の開催。
桜川市シルバーリハビリ体操指導士会	90	生きいきサロンでの介護予防体操の指導、市民健康講座の開催。
桜川市地域女性会	115	施設訪問ボランティア、イベントボランティア、ひとり暮らし高齢者に手作り弁当を調理・配達し安否確認をする。
桜川笑いヨガクラブ	30	積極的に笑うことで、笑いの健康効果により豊かな心を育み、地域の健康づくりを目的に活動を行う。
朗読の会 虹	12	おはなしの小箱出前講座。絵本、紙芝居の読み聞かせ、カーテンシアターの開催。
桜川市女性団体連絡会	100	施設奉仕ボランティア、清掃活動ボランティア、スクールゾーン立哨等。
語り部さくら	16	施設訪問、子育て支援ボランティア、桜川市周辺に伝わる民話・歴史の朗読等。

資料：桜川市社会福祉協議会

9. アンケート調査結果より

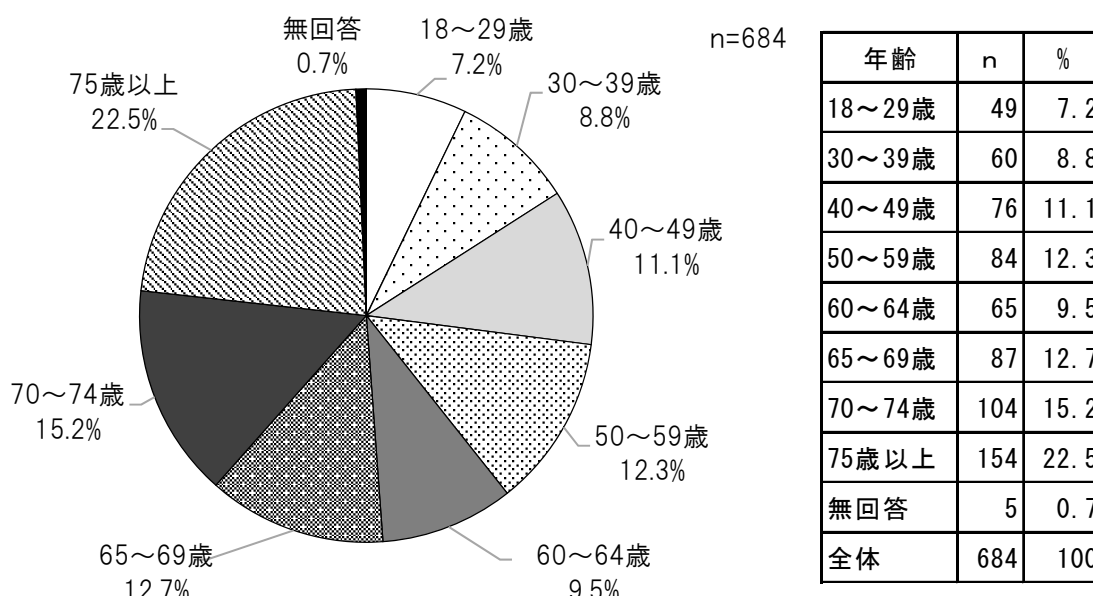
地域福祉計画を策定する基礎資料とするため、18歳以上の市民の方に対して桜川市でアンケート調査を実施しました。以下は、その結果を抜粋したものです。

■アンケート調査概要

- ◎調査対象者：市内在住の18歳以上の方
- ◎調査方法：郵送による配布・回収
- ◎調査期間：令和3年7月21日～8月4日
- ◎回収状況

発送数	回収数	回収率	有効回答数	無効回答数
2,000 件	686 件	34.3%	684 件	2 件

■回答者の年齢構成



■グラフ表示の見方

◎比率は、小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、比率が0.05未満の場合には0.0と表記しています。また、合計が100%とならないこともあります。

◎複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。

◎グラフの(n=〇〇)という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。

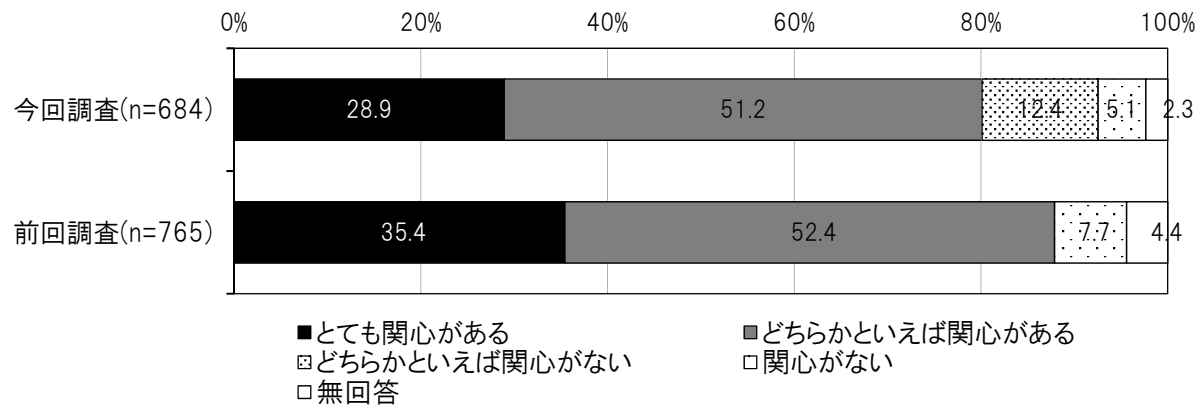
アンケート調査結果抜粋

問 あなたは「福祉」に関心をお持ちですか。（ひとつだけに○）

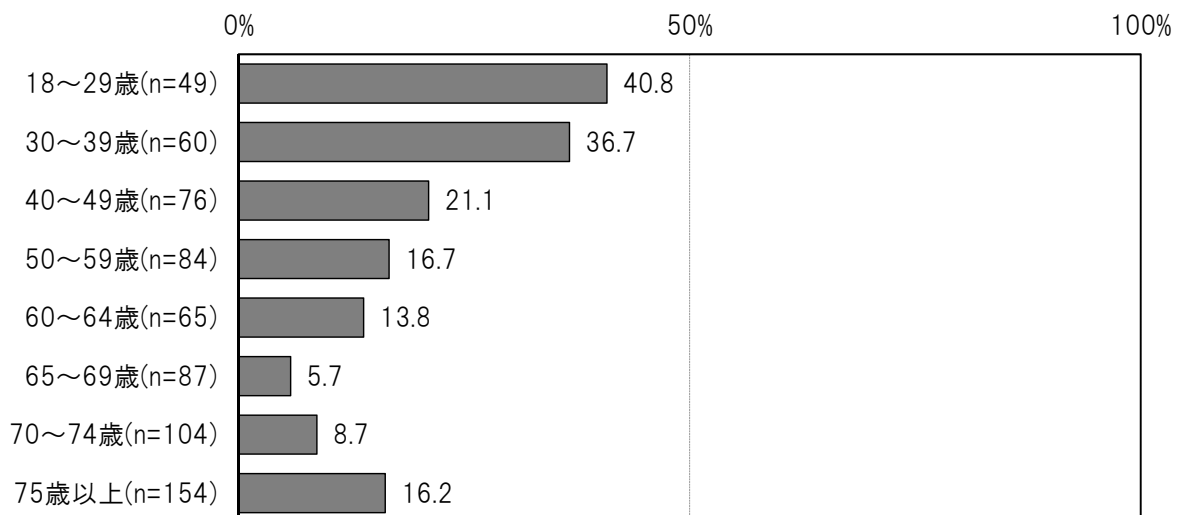
今回調査では福祉に関心のある人は、「とても関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせて 80.1%となっており、前回調査より 7.7 ポイント少なくなっています。（今回調査では、「どちらかといえば関心がない」の設問項目を追加しています。）

福祉に関心がない人（「どちらかと言えば関心がない」と「関心がない」を合わせたもの）の年齢別では、10～30 代の割合が他の年代に比べ多くなっています。

■「福祉」に対する関心について



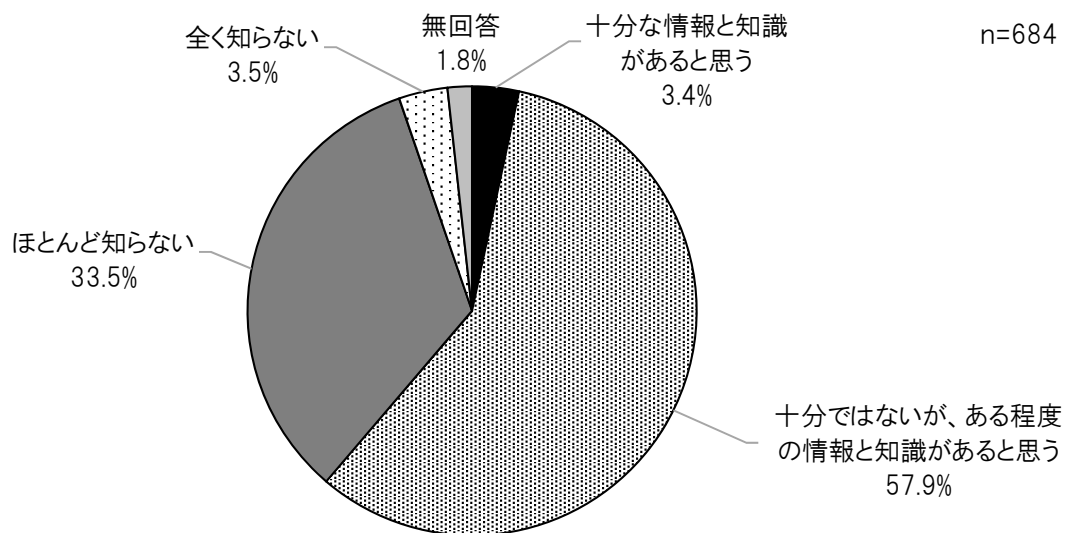
■「福祉」に関心がない人の割合（年齢別）



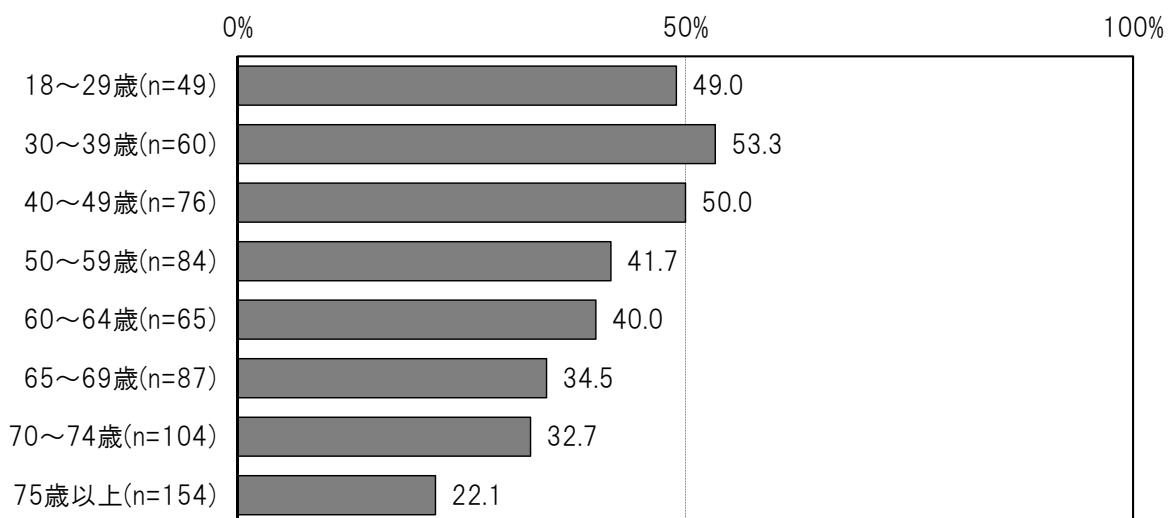
問 あなたは、福祉サービスや福祉施設についてどの程度知っていますか。（ひとつだけに○）

福祉サービスや福祉施設については、「十分な情報と知識があると思う」と「十分ではないが、ある程度の情報と知識があると思う」の合計は 61.3%、「ほとんど知らない」と「全く知らない」の合計は 37.0%となっています。「ほとんどまたは全く知らない」割合は、30代が 53.3%と最も多く、次いで 40代 50.0%、18～29歳 49.0%となっています。

■福祉サービスや福祉施設を知っている程度



■福祉サービスや福祉施設について「ほとんどまたは全く知らない」割合（年齢別）



問 桜川市にある、福祉に関する相談や情報収集の窓口、機関として次のものをご存知ですか。（それぞれひとつだけに○）

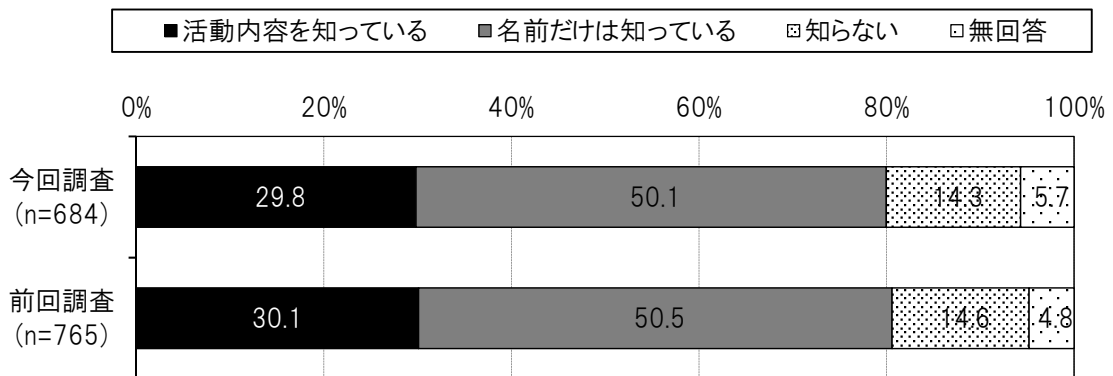
「桜川市社会福祉協議会」の活動内容を知っている割合は 29.8%で前回調査とほぼ同様となっています。

「地域子育て支援センター」の活動内容を知っている割合は 18.6%で前回調査より 4.8 ポイント減少しています。

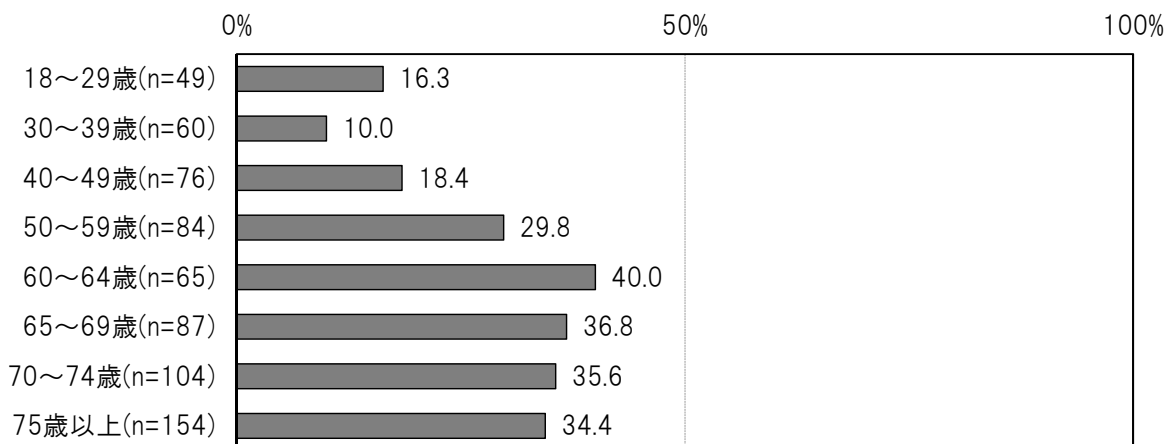
「ボランティアセンター」の活動内容を知っている割合は 7.2%で前回調査より 2.7 ポイント減少しています。

「地区の民生委員・児童委員」の活動内容を知っている割合は 27.9%で前回調査より 5.8 ポイント減少しています。

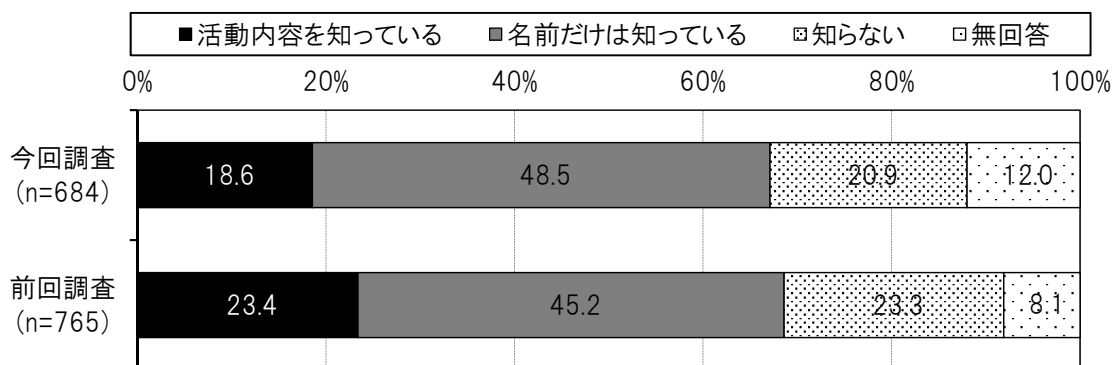
■桜川市社会福祉協議会



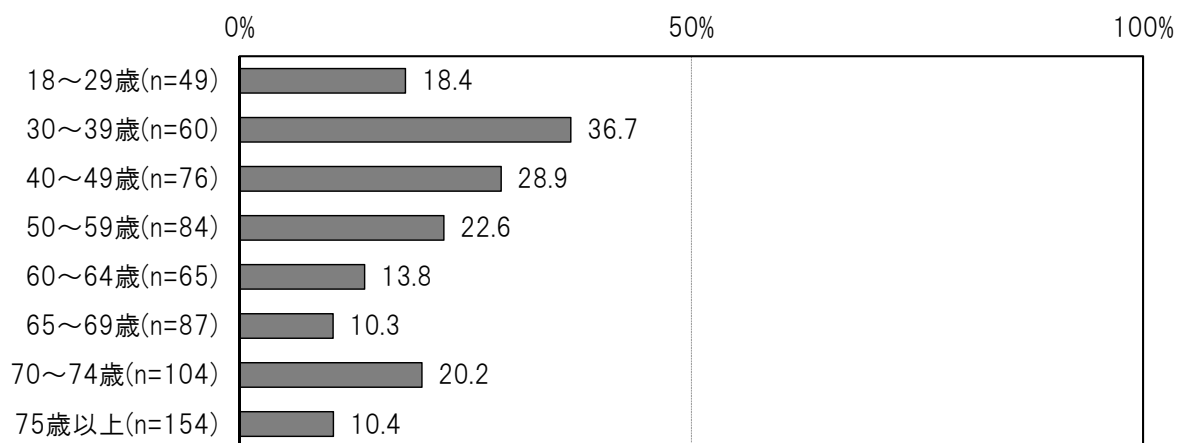
■桜川市社会福祉協議会（年齢別認知度）



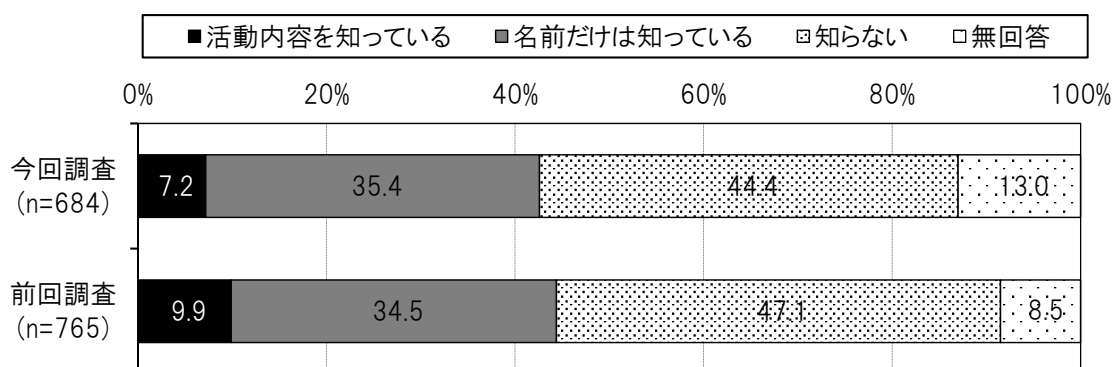
■地域子育て支援センター



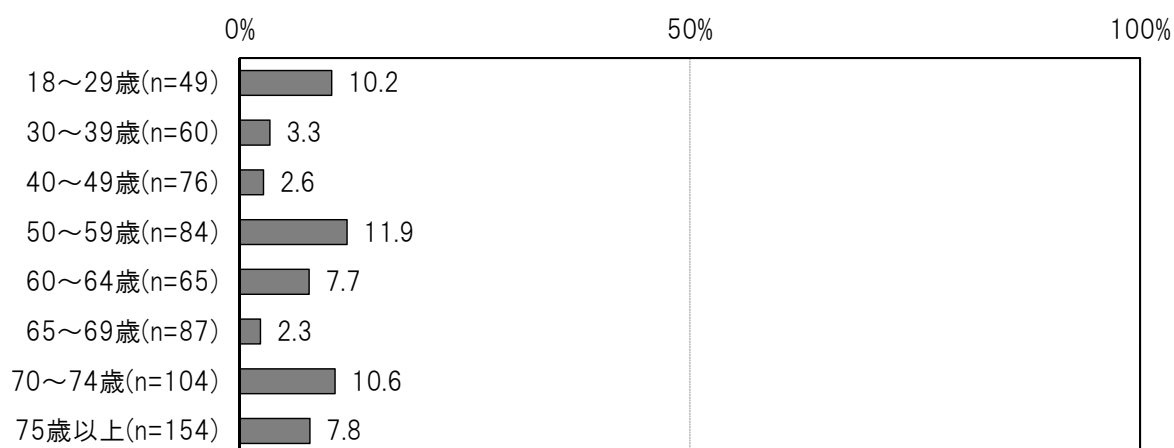
■地域子育て支援センター（年齢別認知度）



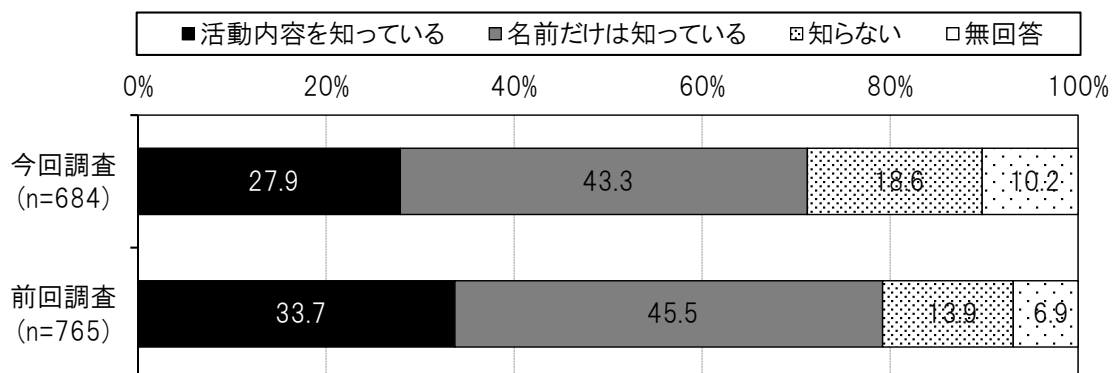
■ボランティアセンター



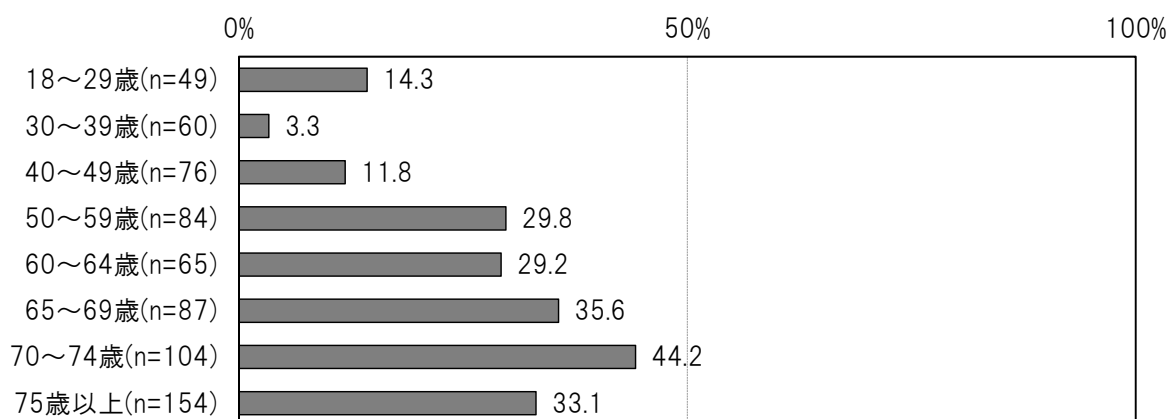
■ ボランティアセンター（年齢別認知度）



■ 地区の民生委員・児童委員



■ 地区の民生委員・児童委員（年齢別認知度）



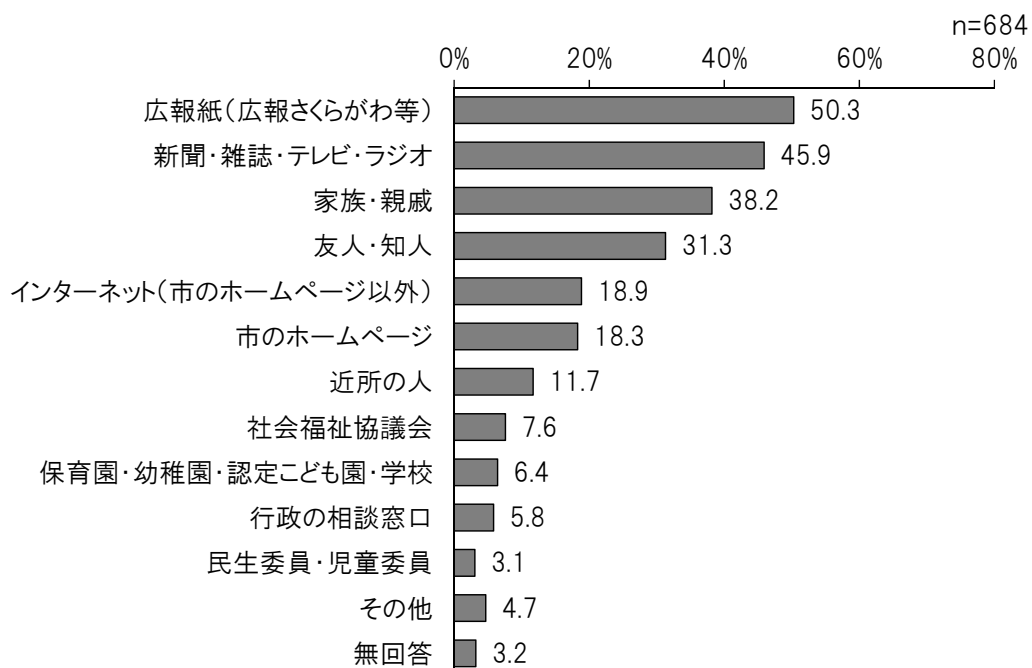
社会福祉協議会や地区の民生委員・児童委員では、10～40代での認知度が低くなっています。

地域子育て支援センターは子育て世代（30～40代）での認知度が高くなっています。ボランティアセンターでは各年代を通じて認知度が低くなっています。

問 あなたは、福祉や健康に関する情報をどこから入手していますか。（あてはまるものすべてに○）

福祉や健康に関する情報の入手方法は、「広報紙（広報さくらがわ等）」が最も多く50.3%、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が45.9%、「家族・親戚」が38.2%などとなっており、「社会福祉協議会」は7.6%となっています。

■福祉や健康に関する情報の入手方法について



■福祉や健康に関する情報の入手方法について(年齢別)

(単位: %)

	広報紙(広報さくらがわ等)	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	家族・親戚	友人・知人	インターネット(市のホームページ以外)	市のホームページ	近所の人	社会福祉協議会	保育園・幼稚園・認定こども園・学校	行政の相談窓口	民生委員・児童委員	その他	無回答
全体	50.3	45.9	38.2	31.3	18.9	18.3	11.7	7.6	6.4	5.8	3.1	4.7	3.2
18~29歳(n=49)	22.4	22.4	55.1	16.3	30.6	18.4	4.1	2.0	14.3	0.0	0.0	10.2	2.0
30~39歳(n=60)	43.3	25.0	58.3	30.0	43.3	30.0	5.0	0.0	25.0	3.3	0.0	5.0	3.3
40~49歳(n=76)	48.7	27.6	39.5	34.2	40.8	26.3	11.8	5.3	15.8	5.3	0.0	5.3	1.3
50~59歳(n=84)	41.7	44.0	29.8	33.3	27.4	17.9	8.3	4.8	6.0	9.5	0.0	10.7	2.4
60~64歳(n=65)	53.8	60.0	33.8	33.8	27.7	16.9	6.2	10.8	1.5	4.6	4.6	1.5	3.1
65~69歳(n=87)	60.9	52.9	31.0	35.6	8.0	20.7	18.4	4.6	1.1	8.0	6.9	2.3	2.3
70~74歳(n=104)	60.6	58.7	30.8	35.6	3.8	14.4	10.6	12.5	2.9	7.7	6.7	1.9	3.8
75歳以上(n=154)	52.6	52.6	39.6	28.6	3.2	11.0	17.5	11.7	0.0	5.2	3.2	3.9	5.2

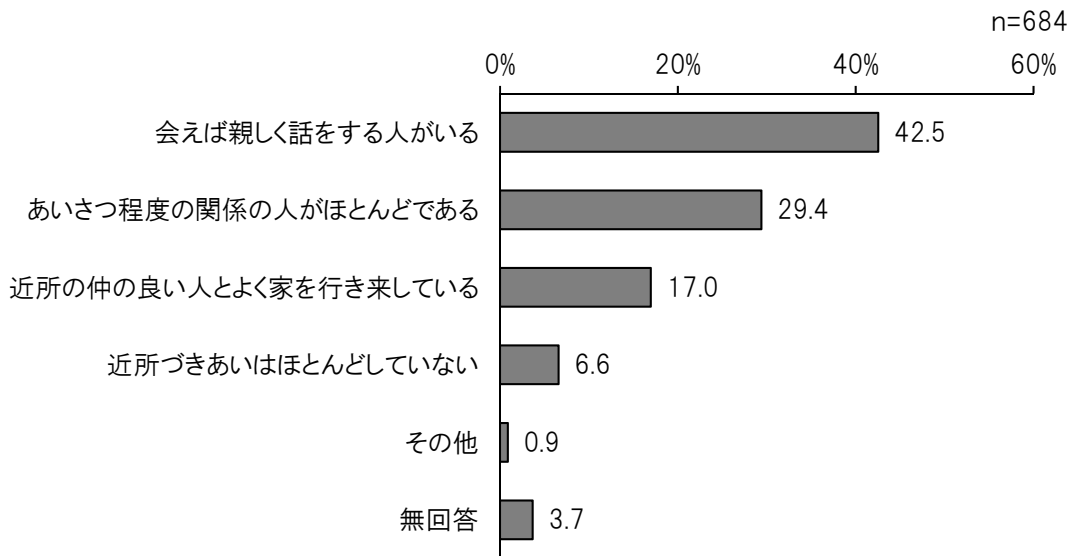
※各年代の一番回答割合が高いものに着色

問 あなたは、ふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか。（ひとつだけに○）

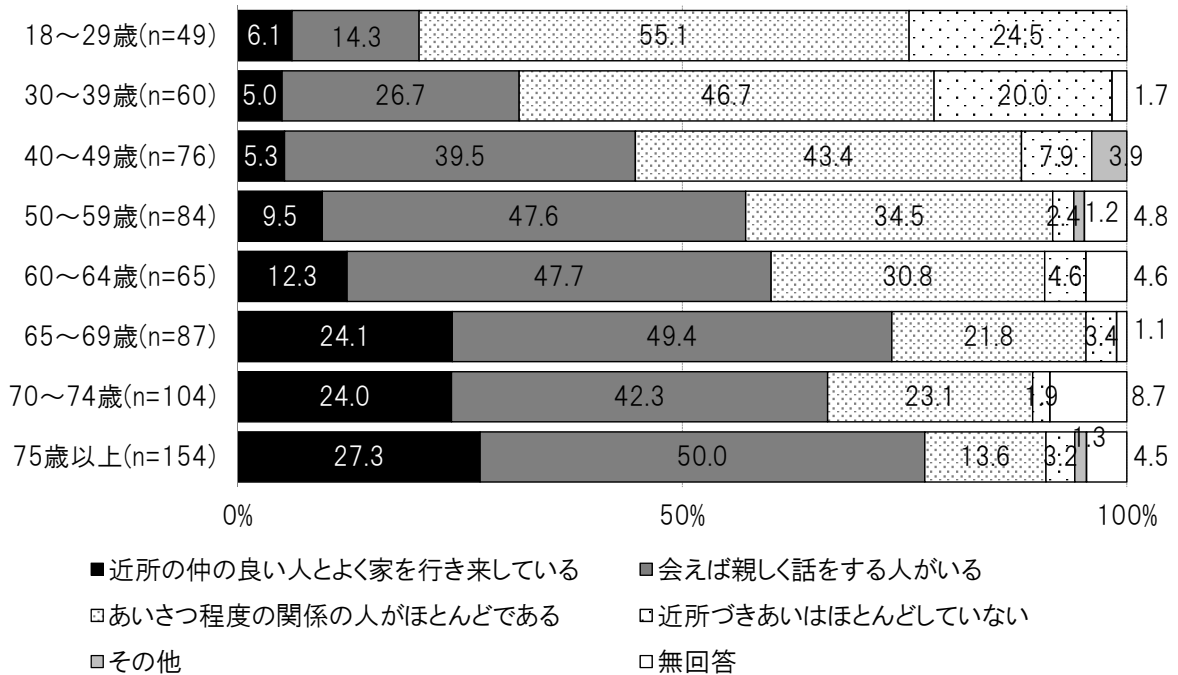
近所づきあいの程度は、「会えば親しく話をする人がいる」が42.5%で最も多く、次いで「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が29.4%となっています。

年齢別に見ると50代以上では「会えば親しく話をする以上の近所づきあい」が5割を超えています。

■近所づきあいの程度



■近所づきあいの程度（年齢別）

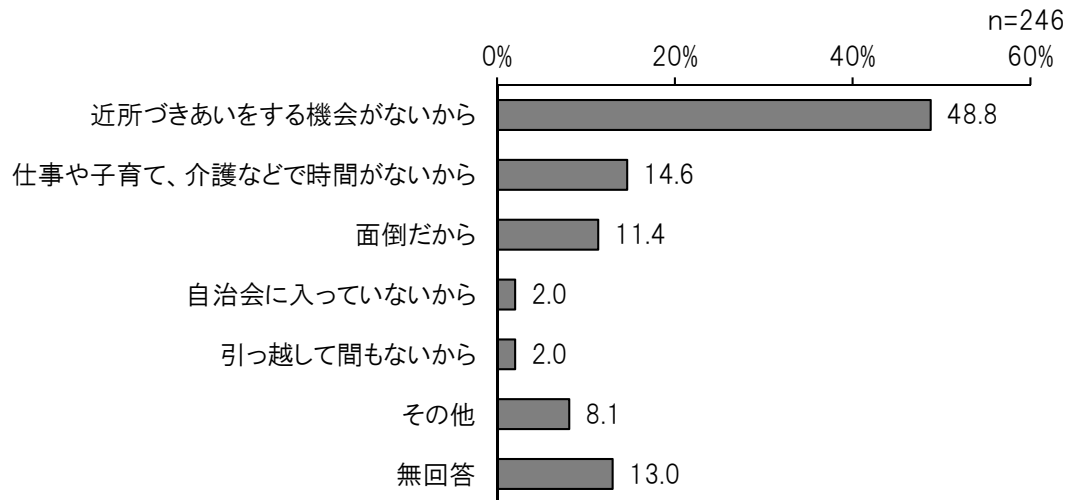


問 近所づきあいをほとんどしない理由は何ですか。（ひとつだけに○）

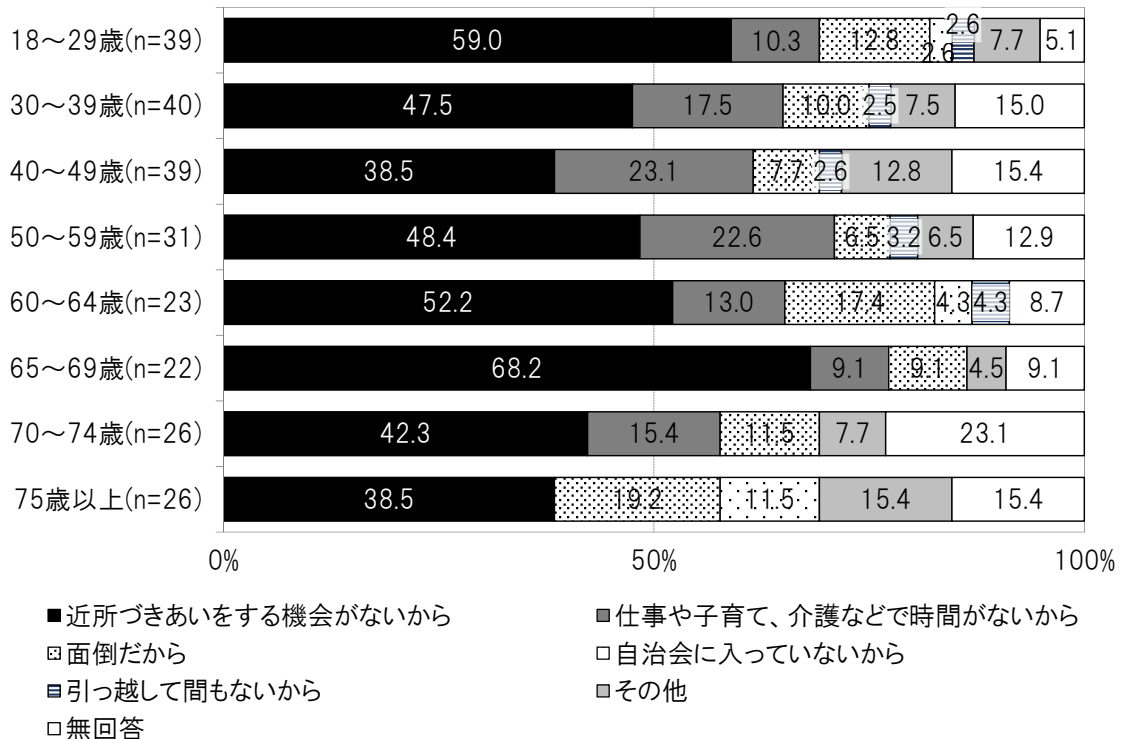
近所づきあいをほとんどしない理由は、「近所づきあいをする機会がないから」が48.8%で最も多く、次いで「仕事や子育て、介護などで時間がないから」が14.6%、「面倒だから」が11.4%となっています。

年齢別に見ると、「近所づきあいをする機会がないから」がすべての年代で最も多くなっており、65～69歳、18～29歳において特に多くなっています。

■近所づきあいをほとんどしない理由



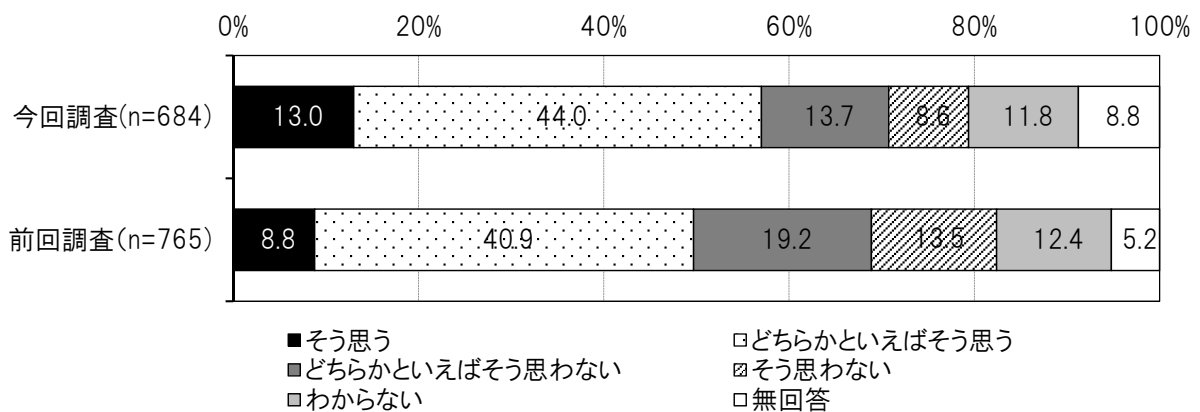
■近所づきあいをほとんどしない理由（年齢別）



問 あなたのお住いの地域について、「地域での助け合い」についてどう感じていますか。（ひとつだけに○）

「地域で助け合って生活している地区だと思う」と「どちらかといえば地域で助け合って生活している地区だと思う」を合わせて 57.0%となっており、前回調査より 7.3 ポイント多くなっています。

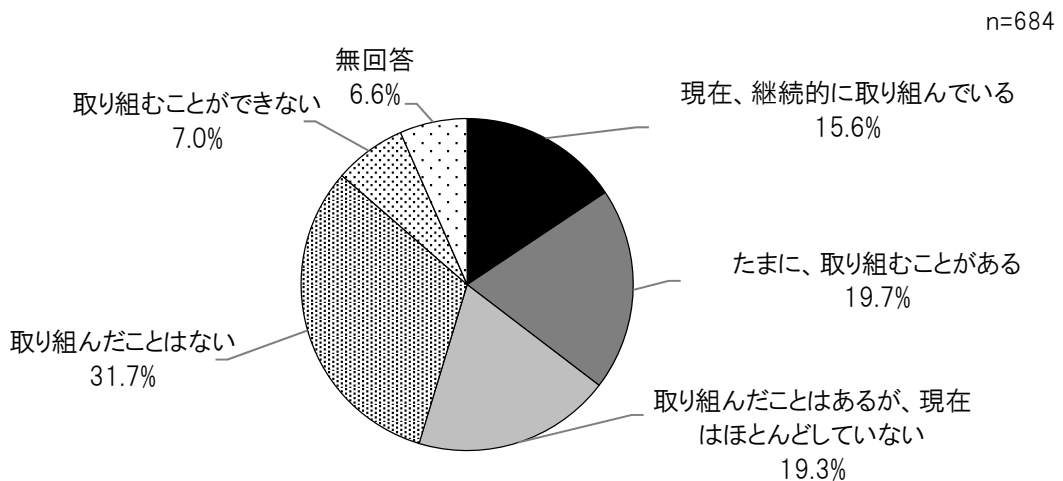
■地域で助け合って生活している地区であるかについて



問 あなたは、地域における助け合い・支え合い活動や地域でのボランティア活動などに取り組んでいますか。（ひとつだけに○）

地域における助け合い・支え合い活動や地域でのボランティア活動への取り組み状況は、「現在、継続的に取り組んでいる」と「たまに、取り組むことがある」を合わせて 35.3%となっています。

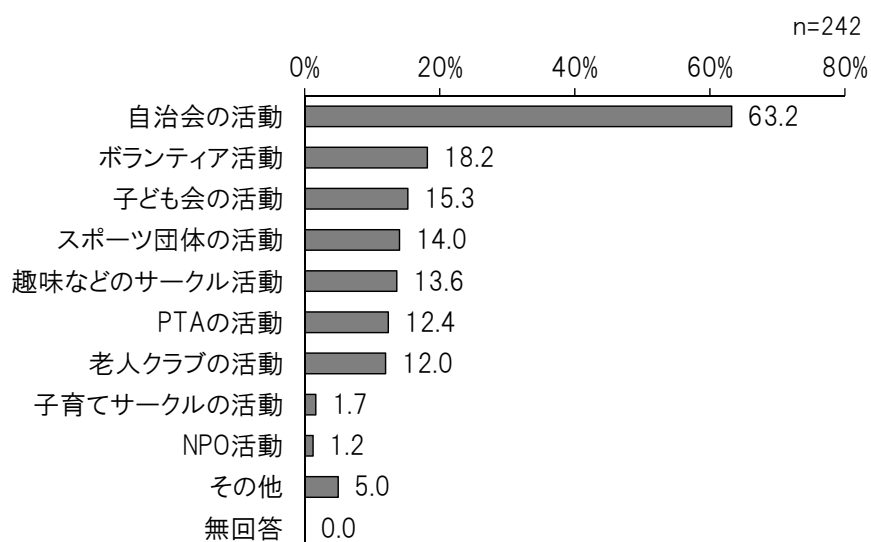
■助け合い・支え合い活動やボランティア活動への取り組み状況について



問 あなたは、地域における助け合い・支え合い活動や地域でのボランティア活動などで、どんな活動に取り組んでいますか。（あてはまるものすべてに○）

地域活動やボランティア活動の内容は、「自治会の活動」が63.2%で最も多く、次いで「ボランティア活動」が18.2%、「子ども会の活動」が15.3%などとなっています。

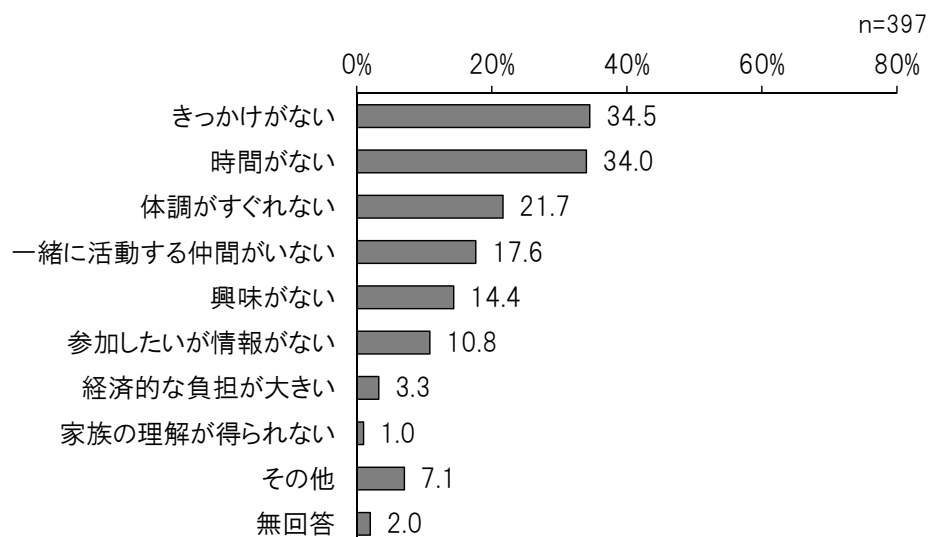
■地域における助け合い・支え合い活動やボランティア活動の内容について



問 あなたは、地域における助け合い・支え合い活動や地域でのボランティア活動などで、活動していない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

地域活動やボランティア活動をしていない理由は、「きっかけがない」が最も多く34.5%、次いで「時間がない」が34.0%、「体調がすぐれない」が21.7%などとなっています。

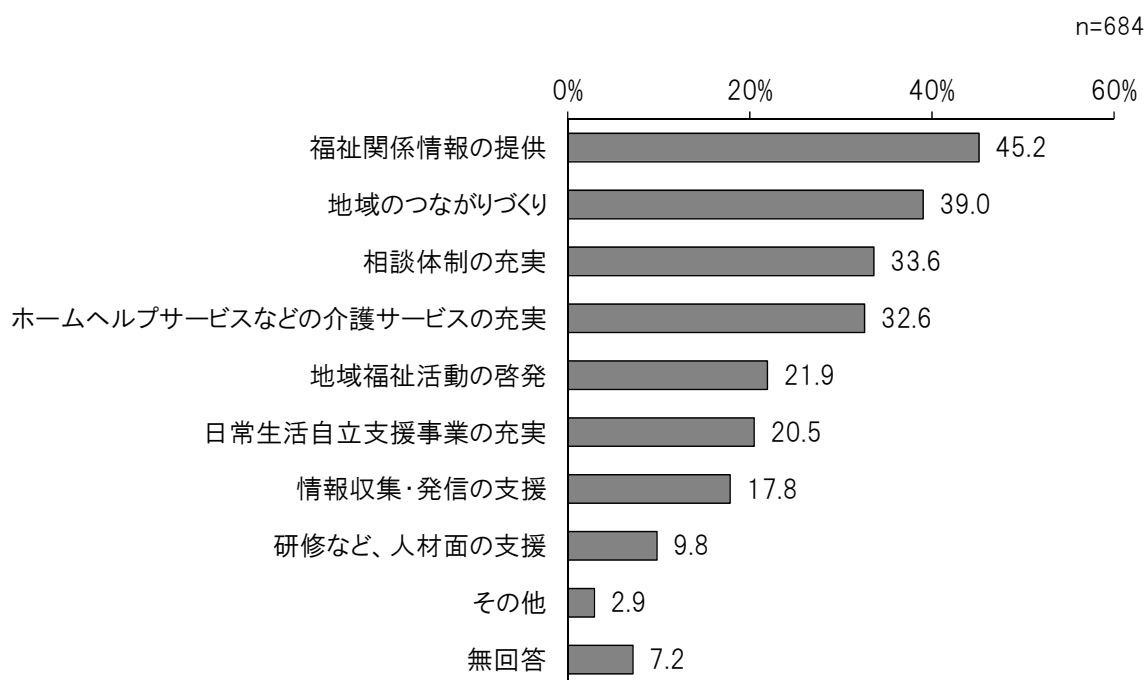
■地域における助け合い・支え合い活動やボランティア活動をしていない理由について



問 「桜川市社会福祉協議会」に期待することはどんなことですか。（3つまで○）

桜川市社会福祉協議会に期待することは、「福祉関係情報の提供」が最も多く45.2%、次いで「地域のつながりづくり」が39.0%、「相談体制の充実」が33.6%などとなっています。

■「桜川市社会福祉協議会」に期待することについて



問 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるために、課題や困っていること、ご意見などがございましたら、ご記入ください。

以下のようなご意見が寄せられました。

○社協がどんなことを行っているのか、細かく情報を流してほしい。一部の人たちだけが活用しているように思われます。もったいない!市民のためのものであってほしいです。（65～69歳代 女性）

○社会福祉協議会で提供できることや活動内容を区長等を通し、地域住民にその内容を双方向に情報が伝わると良い。（50～59歳代 女性）

○隣、近所もっとオープンに話し合いが出来たら良いと思っております。助け合い、未来の為に頑張ろう。桜川市社会福祉協議会よろしくお願いします。（75歳以上 女性）

10. 地域福祉の課題

(1) 若年層～働き盛り世代の「福祉への関心」の向上

全体では約 8 割の方が「福祉への関心」があると回答していますが、年齢別では、18～39 歳では約 4 割の方が「福祉への関心」がないと回答しています。

また、福祉サービスや福祉施設について 18 歳～49 歳では約 5 割の方が「ほとんどまたは全く知らない」と回答しています。

若年層～働き盛り世代にかけての「福祉への関心」を高めていく必要があります。

(2) 福祉に関する情報発信の充実

活動内容の認知度では、「桜川市社会福祉協議会」「地区の民生委員・児童委員」が約 3 割、「地域子育て支援センター」が約 2 割、「ボランティアセンター」では 1 割未満となっています。どこで、どのような活動が行われているかについて、情報発信を充実させる必要があります。

福祉に関する情報の入手方法では、約 5 割の方が「広報紙（広報さくらがわ等）」を挙げています。若年層（10～30 代）では、「家族・親戚」からの情報入手が最も多くなっています。福祉への関心を高める情報発信の工夫も必要と考えられます。

(3) 若年層の近所づきあいの活発化

近所づきあいの程度では、全体では約 9 割の方が「あいさつ程度以上」となっていますが、18～39 歳では約 2 割の方が「近所づきあいはほとんどしていない」と回答しています。近所づきあいをほとんどしない理由は、「近所づきあいをする機会がないから」が最も多い理由となっています。

新型コロナウイルスの影響もあり、地域における行事や活動が減少し、近所づきあいの機会が減少していると考えられます。

(4) 「助け合い」「支え合い」活動の活発化

地域における「助け合い」「支え合い」活動への参加状況では、約 35%の方が「現在継続的に取り組んでいる」または「たまに取り組むことがある」と回答しており、取組内容のうち約 6 割は「自治会の活動」となっています。

「助け合い」「支え合い」活動に参加しない理由では、「きっかけがない」が約 35%で最も多くなっています。

地域の方々がさまざまな役割を持って、「助け合い」「支え合い」活動へ参加できる

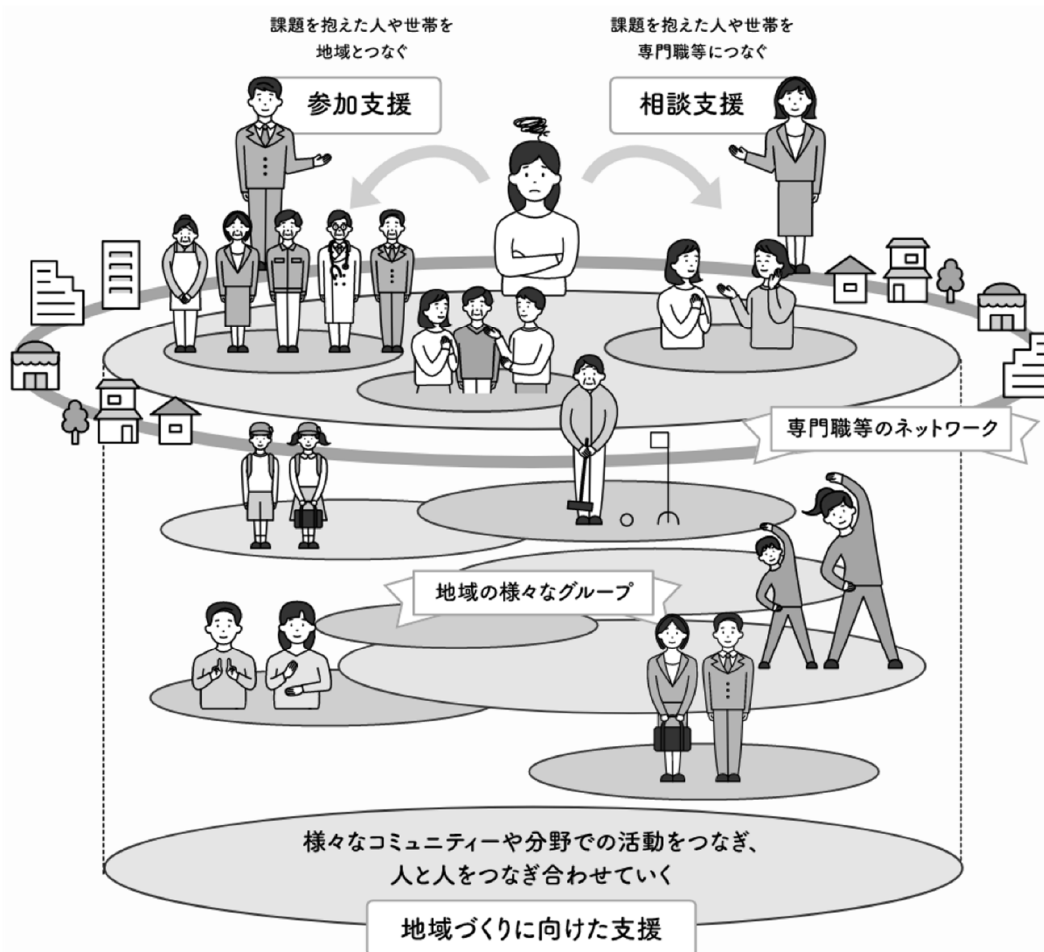
仕組みづくりを行っていく必要があります。

(5) 包括的な支援体制の整備

桜川市社会福祉協議会に期待することでは、「福祉関係情報の提供」「地域のつながりづくり」が約 4 割と多くなっており、前述の地域福祉の課題解決への取組が期待されています。

地域住民からの意見では、「区長等を通じて社協と地域住民が双方向につながるとよいのでは」、「隣近所ともっとオープンに話したい」といった意見が挙げられています。

地域住民の参加支援、属性を問わない相談支援、地域づくりに向けた支援を重層的に推進していく必要があります。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

力を合わせ 支え合うまち 桜川

少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化などが要因となってさまざまな問題が発生しています。

今後、高齢化や少子化がさらに進展し、公的な福祉サービスだけでは対応できない問題が増加していくことを踏まえると、地域住民同士がつながりをもち、共に支え合い、助け合うまちづくりを進めていかなければなりません。

このことは、日常生活だけではなく、災害に対する備えや、災害が発生した場合でも同様です。

このような状況の中、年齢や障がいの有無にかかわらず、地域社会を構成するすべての人々が互いに役割をもち、支え合いながら、ともに課題を解決していく地域共生の社会づくりが求められています。多様で複合的な地域生活課題を解決するためには、自助・互助・共助・公助の連携が重要です。

すべての住民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けることができる仕組みを構築していく必要があります。

本計画では、地域において人と人との「支え合い」「助け合い」を構築し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、地域福祉のまちづくりを目指します。

2. 基本目標

■ 基本目標1 地域住民の地域活動への参加促進

地域福祉を推進していくためには、地域住民自らが主体となって積極的に地域の人とふれあい、活動に参加し、手を携えて協力し合うことが必要です。「支え合い」「助け合い」を基本に、地域の連帯意識が高まる体制づくりに取り組みます。

■ 基本目標2 適切な福祉サービスの利用促進

地域における福祉サービスの適切な利用を促進するため、福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備や、福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関の連携を進めます。

■ 基本目標3 社会福祉協議会の基盤強化

地域住民、福祉活動者、福祉事業者、市等とともに地域の福祉課題を解決できるように社会福祉協議会の基盤強化を図り、地域と多機関連携による活動やサービスを発展させ、地域福祉の推進を目指します。

3. 計画の体系

基本理念

力を合わせ

支え合おうまち

桜川

基本目標 1 地域住民の地域活動への参加促進

- 基本施策 1 住民同士の交流活動や交流の場づくり
- 基本施策 2 福祉を担う人材づくり
- 基本施策 3 地域活動の育成・支援

基本目標 2 適切な福祉サービスの利用促進

- 基本施策 4 情報収集・発信の充実
- 基本施策 5 福祉サービスの充実
- 基本施策 6 生活困窮者等への支援

基本目標 3 社会福祉協議会の基盤強化

- 基本施策 7 運営体制の強化・充実
- 基本施策 8 各団体との連携強化
- 基本施策 9 財源の確保

4. 計画推進の担い手

住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現するためには、地域住民の主体的な取り組みが不可欠です。お互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことで、本計画を推進します。

●市民の役割

市民ひとり一人が福祉に対する意識を高め、それぞれの役割を理解したうえで、「自分でできること」を考え、地域社会を構成している一員であるという自覚を持つことが必要です。また、福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、その活動を地域全体に広げいくことにより、市民全体の「支え合い」「助け合い」の意識が高まり、地域のコミュニティ活性化に繋がります。

●地域の役割

自治会をはじめとする地域団体は、身近な声かけやあいさつなど、日常的な活動をはじめ、多くの人に地域活動への参加を呼びかけるなど、地域の連帯意識の高揚に努め、地域全体で見守り活動を行いましょ。また、地域での困りごとを、地域で解決してきた知識と経験を活かして、課題を解決していくための方策を話しあい、関係機関に繋げ、団体間で協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

●福祉サービス等事業者の役割

福祉サービス等提供事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護に努めるとともに、事業内容やサービス内容に関する情報提供、周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

●市の役割

市は、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。その責務を果たすため、市民・地域・事業者等、また、社協などの関係機関や団体などと相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。

●市社会福祉協議会の役割

社協は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられています。本計画は市民・地域・事業者等の理解と協力がなければ推進できないため、市と連携しながら計画の推進役を担い、地域や事業者等に周知を図りながら取り組みを進めます。

5. 圏域と活動主体

地域福祉の推進は、さまざまな担い手がそれぞれの圏域を基礎に活動を実施します。高齢者、障がい者、子育て世代など、支援を必要とする人に対して、地域で活動する人や団体、公的サービスなどが相互に連携・補完しながら、地域福祉の推進を図ります。

圏域	対象分野		
	高齢者	障がい者	子育て世代
市全体	市、教育委員会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、生活支援体制整備事業第1層協議体、区長会、高齢者見守りネットワーク、ボランティア連絡会、ボランティアセンター、ファミリーサポートセンター、青少年育成桜川市民会議、消防団など		
	高齢者クラブ連合会	地域自立支援協議会	要保護児童対策地域協議会
	地域ケア会議	身体障害者福祉協会	訪問型家庭教育支援推進協議会
	地域包括支援センター	心身障害児(者)福祉協会	子ども家庭総合支援拠点
	シルバー人材センター	聴覚障害者福祉協会	子育て世代包括支援センター
		基幹相談支援センター	
		地域生活支援拠点	
日常生活圏域 (旧3町)	生活支援体制整備事業第2層協議体(さくらいふ)、地区防災組織、青少年育成桜川市民会議支部、保護司など		
	在宅介護支援センター	障がい者支援施設	地域子育て支援拠点
	介護サービス事業所		認定こども園・保育園
			学童保育
			子育てサロン・サークル
			高校生会
住民に身近な圏域 (行政区120地区)	区の役員、区の班、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、PTA など		
	高齢者クラブ	身体障害者就労支援相談員	子ども会
		知的障害者相談員	こども110番の家
			子どもの登下校の見守り

第4章 施策の展開

■基本目標1 地域住民の地域活動への参加促進

基本目標1 「地域住民の地域活動への参加促進」に対しては、3つの基本施策を設定し、取組を推進します。

基本施策1 住民同士の交流活動や交流の場づくり

交流活動や各種行事等の情報をわかりやすく提供します。また、サロンへの助成、備品類の貸し出し等の充実を図り、地域の各サロンの設置数、開催回数の拡大支援を行います。

現状と課題

- 少子高齢化の背景には、未婚化の進展や、晩婚化・晩産化の進展があると指摘されています。一方、医療の進歩などに伴い、全国的に平均寿命が伸びていることから、今後も高齢化は進むと推測されています。こうした現状を踏まえて、子育てしやすい環境づくりや地域で子育て支援を推進するとともに、元気な高齢者の方には、社会参加の促進や元気を維持するための健康づくり、介護予防の推進、相談支援体制の充実、さらには高齢者が高齢者を支える仕組みづくりなどの対応が求められます。
- 社会的に自立できない若者の問題など、家庭・家族に起因するさまざまな事件が社会問題化しており、その背景として、家庭の教育力や子育て機能の低下が指摘されています。子どもの人間形成の原点は家庭にあるとの認識のもと、各家庭の自立的な取り組みはもとより、行政や地域社会が積極的に家庭・家族の絆の再生を支援していくために、子育てサロンの充実や地域住民が交流できる場所、機会を増やすための支援が必要です。
- それぞれの地域における特有の課題に対しては、退職した団塊世代の力などの活用やボランティア活動などをともに連携しながら、身近な地域単位で自ら解決を図る力を高めていくことが必要です。

【活動内容】

項目	内容
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	<p>高齢者が生涯学習を通じて心身ともに若さを保ち、娯楽を通じて相互交流等を図るなど、生きがいのある生活を送るための事業を実施します。</p> <p>(趣味講座、教養講座、文化祭の開催)</p>
生きいきサロン事業	<p>概ね 65 才以上の高齢者が、できる限り介護状態に陥ることなく、健康で生きいきとした老後生活が送れるよう介護予防を実施します。</p>
家族介護支援事業	<p>介護方法の講習や介護予防に関する説明会を行い、介護者相互の交流及び情報交換の場を提供し、介護に関する相談支援を行います。</p>
親子ふれあい交流事業	<p>ひとり親(母子・父子)ふれあいバスツアーを開催します。</p>
「子育て広場」の開設	<p>子育て支援センター岩瀬と真壁では、それぞれ「子育て広場」を開設しています。「子育て広場」は、親子の遊び場であり、また、保護者同士の交流の場です。日頃あまり交流することのない方の憩いの場として提供します。</p>
高齢者クラブ連合会	<p>高齢者クラブ連合会は、地域社会を基盤とする自主的な活動組織です。相互の連携を密にし、生きがい、健康づくりなどを通じて、充実した生活を送るための活動を実施しています。知識や経験を活用し、世代間の交流をはかり、地域社会に貢献し、日常生活の活性化に努めます。</p>
桜川市心身障がい児(者)父母の会	<p>桜川市心身障がい児(者)父母の会は、障がいを持つお子さんの保護者の団体です。</p> <p>お子さんの生活の向上と、会員同士の親睦を深めることを目的とし、お互いに助け合いながら活動を行います。</p>
桜川市身体障害者福祉協会	<p>桜川市身体障害者福祉協会は、障がいを持つ方々の親睦を深め、生活の向上を図るとともに、社会活動に積極的に参加しながら、会員同士が協力します。</p>

基本施策2 福祉を担う人材づくり

福祉を担う人材を育成するため、児童・生徒への福祉教育や福祉体験事業を実施します。また、ボランティア活動への参加を促すため、手話などのボランティア養成講座の実施、防災などを通じたボランティア人材の育成に努めます。

現状と課題

- 高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者数が増加しています。障がい者も増加傾向で推移しています。こうした支援を必要とする市民に対する地域での福祉人材が必要です。地域福祉の進展とともに、ボランティア活動や NPO 活動に対する関心が高まっています。関係する機関や団体等と連携しながら、福祉を推進していく人材を育成します。

【活動内容】

項目	内容
福祉教育の実践	児童・生徒への体験学習を通して、「社会福祉」や「ボランティア活動」の意味や役割について理解を深め、相手の立場や気持ちを考えられるような相互の思いやりのある「こころ」を育てます。
福祉教育教材の充実	アイマスク、白杖、インスタントシニアなどの福祉教育教材を充実させます。
ジュニアボランティアスクール	「ボランティアってな～に？」から始まり、自分から進んで実践し、相手の身になり、自分ができる範囲で少しずつ助け合うことが必要ということを学び身につけます。
ぼうさい探検隊	「ぼうさい探検隊」とは、子どもたちが楽しみながら地域にある防災・防犯・交通安全に関する施設や設備などを確認し、地域の安全への関心を高めます。
手話講座	身振り手振りから始まり、聴覚障がい者と手話で日常会話ができるようになるための基礎知識を身につけます。

【活動内容】

項目	内容
手話奉仕員養成研修	視聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を学びます。
人材育成福祉体験事業	市内の小・中・高校生を対象に、ボランティア活動の体験を通じて人材育成を行います。



基本施策3 地域活動の育成・支援

福祉ニーズを収集するため、自治会等と連携し、地域の声を集める体制づくりに努めます。また、地域住民同士が地域の課題について話し合える場を提供し、ボランティア活動の拠点整備や地域に必要な支え合い体制の構築を推進します。

現状と課題

- 地域福祉の推進は、地区、高齢者クラブや子ども会といった地域の活動団体の取り組みなしにはありえません。しかしながら、各団体は、役員の固定化、高齢化、担い手不足による負担の増加など、活動の継続が厳しい状況にある地域もあります。新たな担い手の参加を促す組織運営の見直しや関係機関との役割分担、連携が必要となっています。
- 桜川市社会福祉協議会は地域におけるコミュニティづくりの基盤となるものです。しかし、市民の高齢化や若い世代の意識変化などにより、地域コミュニティの形成が近年希薄化しており、近所づきあいが少ない地域が増えてきています。地区の活性化には、互助・共助が必要であり、地域住民の自治会等への積極的な協力が必要です。
- 高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯が増加しており、認知症の方も増えてきています。こうした日常生活に不安を抱える世帯の増加に対応した支援活動の拡充や孤立予防などの地域における見守り・支援体制の整備が必要です。

【活動内容】

項目	内容
小地域福祉活動の推進	地域の要支援者等を把握するネットワークを構築しながら地域福祉の推進を図ります。
自治会、関係機関との連携強化	自治会に支援を行い、地域課題の共有や地域情報の収集ができるように連携を強化します。

【活動内容】

項目	内容
生活支援体制整備事業 (通称：さくらいふ)	介護保険法に基づく地域支援事業として、医療・介護の提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。 (生活支援コーディネーターの配置、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備の推進)
桜川市ボランティア連絡会	ボランティアの自主活動の促進及び要請に応じた活動、各ボランティア団体との連絡調整を行います。また、学習会の開催、活動情報の提供を進めていきます。
ボランティアセンターの活用	市内のボランティア団体、個人の登録を行い、保険や助成により活動支援を行います。また、ボランティアニーズに応じて講座、交流会を開催しボランティア同士の連携強化を推進します。
災害時ボランティアセンター	災害時にボランティアセンターを設置し、災害ボランティア活動を円滑に進めます。

■基本目標2 適切な福祉サービスの利用促進

基本目標2 「適切な福祉サービスの利用促進」に対しては、3つの基本施策を設定し、取組を推進します。

基本施策4 情報収集・発信の充実

福祉情報をわかりやすく、見やすい情報提供に努めます。また、相談窓口の充実と周知に努めます。

現状と課題

- 近年、福祉の法律や制度はめまぐるしく変化しています。介護保険法の改正や障害者総合支援法の成立等によって、サービスの内容や利用方法が変化する中、高齢者や障がい者、子育て家庭が適切なサービスを受けられるよう、行政や専門機関等と連携し、誰もがわかりやすい情報提供体制を整備する必要があります。
- 地域福祉を推進する上で、桜川市社会福祉協議会には、地域福祉の情報を収集、整理、提供するといった住民の問題解決への支援をしていく役割が求められます。
- 市民が抱える課題や問題を早期に発見し、適切に対応できるよう、必要な人に必要な情報が行き届く情報提供機能のさらなる向上が必要です。

【活動内容】

項目	内容
桜川市社協だよりの発行	社協事業をはじめとした地域福祉情報を広く市民（会員）に広報するため、年4回全戸配布します。
ホームページによる情報発信	福祉に関する情報を随時発信します。
無料法律相談事業	高齢者をはじめとする地域住民の日常生活上のあらゆる法律問題について、弁護士が相談に応じます。

【活動内容】

項目	内容
在宅介護支援センター事業	在宅の高齢者又はその家族等の福祉の向上を図ることを目的に、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、また、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係組織の連絡調整を行います。
子育て支援センター事業	子育ての不安感、負担感などの緩和・解消につなげます。また、子どもの健やかな成長を促進し、併せて地域全体で子育てを支援する基盤を整えていきます。



基本施策5 福祉サービスの充実

介護保険サービス、障害者福祉サービスなどの公的なサービスを提供するとともに、公的なサービスだけでは対応できない生活上の支援を要する方に対し、住民の助け合い活動等のサービスを提供します。

現状と課題

- 福祉サービスや生活支援が必要な状態であっても適切な支援の情報が伝わらず、問題が重度化、複雑化してしまい生活困窮に陥る世帯や人がいるのが現状です。早い段階から相談や支援につなげていけるよう、必要な人に情報が届き、自己選択、自己決定ができるような周知の仕組みが必要となっています。
- 利用しやすい福祉サービスの充実と、福祉サービスを安心して利用できる体制の強化を目指すとともに、住み慣れた地域の生活を支えるため、地域住民などによるインフォーマルサービスの連携・促進を図ることが求められます。
- 地域生活においては、子ども、高齢者、障がいのある人などの問題が複合的に発生することがあるため、効果的かつ適切な相談支援機能の充実を図ることが重要となります。

【活動内容】

項目	内容
介護予防生活支援事業	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活上の援助のためのヘルパーを派遣したり、栄養バランスの取れた食事を配達したりします。 ○軽度生活支援事業 家事援助サービス（買い物、清掃、洗濯等） ○ひとり暮らし高齢者給食サービス事業 ひとり暮らし高齢者の方に安否確認を兼ねて昼食のお届け、食事会などを実施します。

【活動内容】

項目	内容
介護保険事業	<p>介護保険で、各種介護サービスを利用することができます。</p> <p>○居宅介護支援事業（ケアマネジメント業務） 居宅において安心して生活できるように、実際に利用を開始する前に、利用するサービスの内容を具体的に盛り込んだケアプランを作成します。</p> <p>○訪問介護事業（ホームヘルプ） ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。</p> <p>○通所介護事業（デイサービス） 食事、入浴など日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。</p>
障害者福祉事業	<p>○居宅介護事業（ホームヘルパー派遣） 障がいのある方で介護の必要な方や、ご家族の要望を尊重し、心身の状態や家族の状況を考慮して、適切なサービスが利用できるように支援する事業です。</p> <p>○特定相談支援事業・障害児相談支援事業（相談支援事業所「時計台」） 障害福祉サービスを利用するための、サービス利用計画の作成、利用の調整、定期的なモニタリング（計画の見直し）を行います。</p> <p>○就労継続支援 B 型事業（就労支援センター「時計台」） 利用者ひとり一人が適切な環境と管理のもとに、それぞれの持つ能力と特性に応じた支援を行い、福祉的就労の場・日中活動の場として、地域社会で充実した生活を送れるようにすることを目的とします。</p> <p>◎作業・創作活動 花栽培、ビニール製品の組立、手工芸品の製作等</p> <p>◎余暇活動 スポーツ、レクリエーション、誕生会、研修会旅行等</p>

【活動内容】

項目	内容
在宅福祉サービスセンター事業	高齢者・障がい児・乳幼児を抱えている家庭に、日常生活で援助を必要とする利用会員に対し、地域の中で協力会員が負担を少しでも軽減するために、家事を中心としたサービスの提供を行います。
ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。
保育所経営事業	子どもに対する教育や保育、保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進します。
福祉用具貸与	車椅子を無料で貸し出します。

基本施策6 生活支援の充実

住み慣れた地域でその人らしい豊かな生活が送れ、安心して暮らしていけるよう、各種支援事業を実施します。

現状と課題

- 生活困窮に陥る世帯が増えています。生活保護など公的サービスでは対応できない世帯には、他の制度の活用や住民の助け合い活動等の柔軟な支援が必要です。

【活動内容】

項目	内容
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。福祉サービスを利用したいけど、手続きの仕方がわからない。銀行に行ってお金をおろしたいけど、自信がなくて誰かに相談したい。そういった方もいきいきと暮らせるようにサポートします。
生活福祉資金貸付	低所得者、障がい者又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。
小口資金貸付	生活困窮世帯に対し、緊急的に必要な資金の貸し付けを行い、生活を維持できるよう支援します。
食料支援等	生活困窮世帯、ひとり親世帯に対し、新型コロナウイルス感染症や物価上昇など、社会情勢の変化に対し、家計の負担軽減を目的とした、食料支援等の援助を行います。

■基本目標3 社会福祉協議会の基盤強化

基本目標3 「社会福祉協議会の基盤強化」に対しては、3つの基本施策を設定し、取組を推進します。

基本施策7 運営体制の強化・充実

事業内容や経営状況を住民に提供し、理解促進や活動参加を推進します。また、職員の育成を図り、専門性を高めます。

第3次桜川市地域福祉活動計画の進行管理と事務事業の評価を実施し、事業運営の透明性を確保し、事務事業の見直し等を行います。

現状と課題

- 社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、全ての市区町村に設置され、地域住民や福祉関係者の参加により、地域福祉の推進の中核としてその役割を担い、福祉サービスの提供などを行っている社会福祉法人です。社会福祉協議会の運営体制の強化・充実を図るためには、現在実施している事業の情報を積極的に公表して、市民の理解と協力を得ることが必要です。
- 桜川市社会福祉協議会は、「どこにどんな問題を持つ人がいるのか把握できる仕組み」、「必要なサービスがいつでも利用できる仕組み」、「問題に対して、サービスを円滑につなげ、新たに必要なサービスを検討し調整する仕組み」を担っています。そのため、公と私という立場を超えた協働体制をつくり、問題解決するために、必要な各福祉団体や専門機関などに連絡・調整する役割を担う必要があります。
- 地域福祉を推進する桜川市社会福祉協議会が、地域住民に理解され、効率的な事業活動の展開を図り、活動の点検と評価など運営体制の強化・充実を図ることが求められています。また、相談活動などにあたる職員の専門性を高める人材の育成も求められています。
- 市民に期待される役割を果たしていくとともに、国や市の地域福祉計画が推進する「地域共生社会の実現」に向けて、関係機関と緊密な連携・協働を進め、体制基盤の強化を図る必要があります。

【活動内容】

項目	内容
法人の運営	社会福祉法人に求められる経営組織と財務規律の強化、事業運営の透明性の確保を目指し、社会福祉関係団体や関係行政機関等との連携を図り、地域福祉推進の中核団体として総合的な体制の強化を進めます。
施設管理事業	地域福祉活動推進の拠点として岩瀬・真壁福祉センターを管理運営します。
人材育成	職員の資質向上を図るため、研修会への参加、内部研修の実施、専門性を高めるための知識の技能の維持向上に努めます。
活動計画推進・評価機関の設置運営	桜川市地域福祉活動計画の評価機関を設置し、事務事業の評価や計画の進行管理を推進します。また、社会情勢や地域の状況に応じて計画の見直しを行います。

基本施策8 各団体との連携強化

市民、団体、事業者等との協働・連携に向けた情報発信を充実させます。また、団体の活動支援を通じ、連携体制を強化します。

現状と課題

- 桜川市社会福祉協議会は、行政との連携・協働はもとより、民間のさまざまな団体の方々による活動面・財源面・組織運営面への積極的な支援・参加を得ながら、地域福祉活動を推進することが求められています。
- 地域には、市民を中心に自治会、民生委員・児童委員、福祉団体があり、それらを支援する行政、桜川市社会福祉協議会などがあります。この各種団体や行政との連携、協力により、福祉ニーズの早期発見や犯罪の防止、交通安全など、安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていく必要があります。
- 自治会、民生委員・児童委員、福祉施設、ボランティア団体、福祉団体等の連携と協力のもと、ボランティアセンターの活動や各種サロン事業などを通じて、地域福祉活動を展開しています。

【活動内容】

項目	内容
情報提供の充実	市民やサービス提供事業者等との協働、連携の推進に向け、ホームページや社協だよりなどによる情報提供を充実させます。
地域福祉団体の活動支援	ボランティアグループやサロン活動を実施する団体等へ、レクリエーション道具を貸し出し、活動支援の充実を図ります。

基本施策9 財源の確保

地域共生社会の実現に向けて、市民の参加とその活動財源を確保していくため、市内全世帯、個人、団体、法人などを対象に会員の募集を行います。また、行政機関との連携を深め、市補助金、受託金など有効に活用するとともに、自主財源の確保に努めます。

現状と課題

- 桜川市社会福祉協議会の財源は、会員会費、寄付金、市補助金・受託金、共同募金配分金や各種収益事業の収益金等により構成されています。それらの財源を活用して、地域福祉推進のための各種事業を展開しています。
- 桜川市社会福祉協議会の各種事業の財源の多くは行政等からの補助金・受託金等の公的財源ですが、人口減少等が続く中、財政事情も厳しい状況にあるため、安定した地域福祉推進のための事業を展開するには、自主財源の充実が必要です。特に地域の課題が複雑化している現状を踏まえると今後、課題の解決をするための新しい仕組みづくりや地域を支える社会資源をつくるため、共同募金配分金や収益事業等の財源確保が必要です。

【活動内容】

項目	内容
会員募集	市民の参加による地域福祉事業を推進していくことを目指し、市民の参加とその活動財源を確保していくため、会員を市内全域に募集します。
寄付金	市民に社協の事業や活動を理解・賛同していただき、活動財源である寄付金を募集します。
共同募金の活用	地域課題の解決するための仕組みづくりや地域を支える社会資源に共同募金の財源を活用し、共同募金運動の理解と協力を得られるように啓発活動を推進します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の実施にあたっては市民、地域の組織・団体、ボランティア・NPO 団体、福祉サービス事業者、行政など、さまざまな人々や団体、関係機関との連携・協働が必要となります。地域福祉の推進に向けて、関係機関との連携・協働を行い、計画を推進します。

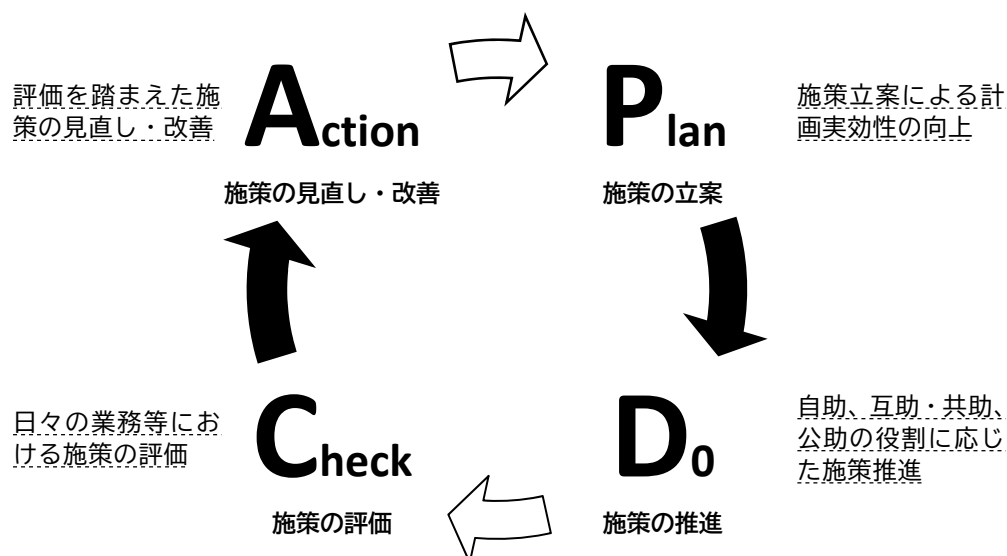
2. 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取組みを効果的かつ継続的に推進していくためには、社会情勢や市民意識等の変化を的確に捉え、具体的な事業や活動の推進がその理念に結びついていくかを検証する必要があります。

本計画の着実な推進のため、桜川市の地域福祉計画との連携を図り、意識啓発及び情報の共有を行い、計画の総合的かつ計画的な進行管理に努めます。

また、公的なサービスの充実はもとより、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、サービス提供事業者、企業、商店などが協力し合い、福祉活動に参加することが重要です。

本計画の評価及び見直しについては、POCA サイクルに基づいて実施します。PDCA サイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画(Plan)を立て、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行う一連の流れのことであり、計画に位置づけた施策の進捗状況を管理し、実効性を確保します。



資 料 編

1. 第3次桜川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉協議会が地域住民や関係機関・団体と連携し、地域の抱える福祉問題の解決を目指すとともに、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」の目的に向けた「第3次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画案の策定に関すること。
- (2) 策定計画案を桜川市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提言すること。
- (3) その他計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織し、会長が委嘱する。
2 委員の任期は、委嘱の日から計画策定作業終了の日までとする。
3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、桜川市社会福祉協議会に置く。
2 委員会を補佐するため、事務局内に作業委員会を設けることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則 この要綱は、令和4年1月11日から施行する。

2. 桜川市地域福祉活動計画策定委員名簿

委嘱期間 第1回策定委員会開催の日から計画策定作業終了の日まで

◎委員長 ○副委員長

NO.	氏名	職名
1	渡邊 章	桜川市区長会連合会長
2	榎戸 己知隆	桜川市区長会連合会岩瀬支部長
3	常盤 恵一	桜川市区長会連合会真壁支部長
4	仲根 聖夫	桜川市民生委員児童委員協議会長
5	市川 俊幸	桜川市民生委員児童委員協議会大和支部長
6	坂野 憲幾	桜川市民生委員児童委員協議会真壁支部長
7	飯島 節子	民生委員児童委員協議会岩瀬支部副会長
8	鈴木 京子	民生委員児童委員協議会大和支部副会長
9	江崎 信一	民生委員児童委員協議会真壁支部副会長
10	大島 みのる	桜川市心身障害児(者)父母の会会長
11	佐藤 美枝子	就労支援センター「時計台」保護者会会長
12	成田 健一	桜川市高齢者クラブ連合会長
13	仁平 千鶴子	桜川市ボランティア連絡会長
14	仁平 博章	桜川市保健福祉部長
15	笠倉 洋子	桜川市保健福祉部次長兼高齢福祉課長
16	田谷 賢一	桜川市保健福祉部社会福祉課長

3. 桜川市地域福祉活動計画策定作業委員会委員名簿

氏名	所属

4. 桜川市地域福祉活動計画策定委員会事務局職員名簿

氏名	所属

5. 用語集

【あ行】

用語	解説
生きいきサロン	地域住民が主体になり、自主的・自発的に交流活動を行う小地域を単位としたふれあいの場のこと。
NPO	「Non-Profit Organization」の略で、営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。

【か行】

用語	解説
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行う機関のこと。
ケアマネジメント	利用者ひとり一人のニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に組み合わせ、調整すること。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、改善更生して自立することを支援すること。
高齢者クラブ連合会	各単位高齢者クラブで構成されている組織のこと。おおむね60歳以上の高齢者が地域で自主的に運営をしている組織であり、地域での社会奉仕作業、友愛活動やスポーツなどの活動を行っている。
こども110番の家	ボランティア活動の一種であり、子どもたちが街で知らない人から「声かけ」、「痴漢」、「つきまとい」などの被害を受けたときに助けを求めて逃げ込むための場所で、子どもたちを保護し、警察や学校等への通報を行うもの。

【さ行】

用語	解説
シルバーリハビリ体操	関節の運動範囲を維持拡大するとともに筋肉を伸ばすことを主眼とする体操のこと。
生活支援コーディネーター	生活支援の担い手の養成、サービスの開発、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等、生活支援サービスの体制整備を行う役割を担う人のこと。

【さ行】

用語	解説
生活支援体制整備事業 第1層協議体	高齢者を支える分野の企業・団体職員等が全市的な課題を検討する場のこと。
生活支援体制整備事業 第2層協議体	住民同士が地域の情報を共有し、課題に気づき、課題解決に向けた取組に向けて主体的に行動するための「話し合いの場」のこと。
青少年育成桜川市民会議	次世代を担う青少年の健全育成に必要な事業を行う目的として、青少年育成関連機関・団体及び地域住民が集まったもの。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等により、物事を判断する能力が十分でない人の権利を保護するため、財産管理や契約手続きなどについて、家庭裁判所から選任された後見人などが代理で行う制度。

【た行】

用語	解説
地域ケア会議	多職種でケアプランについて話し合い、高齢者の自立支援すること及び生活の質の向上につながるケアマネジメント作成に貢献することを目的とした会議。
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活安定のために必要な援助、支援を包括的に行う拠点となる機関のこと。

【は行】

用語	解説
防災安全士	地域の防災リーダーとなり防災組織の牽引、防災訓練などに参加をし、防災についての周知活動を行う人のこと。
保護司	保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員(無給)。主に、犯罪や非行をした人の指導、少年院や刑務所に収容されている人の釈放後の帰宅先の受入れ調整、犯罪防止活動などを行う民間のボランティアのこと。

【ま行】

用語	解説
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、高齢者等が地域で安心して暮らせるように、福祉に関する相談に応じ、専門機関の紹介などをする者のこと。

【や行】

用 語	解 説
要保護児童対策地域協議会	市、児童相談所、警察、地域の代表、学校など関係機関により組織され、要保護児童等（保護者のない児童又は保護者に看護させることが不相当であると認められる児童）の早期発見と適切な保護及び要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）もしくは特定妊婦等（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を行うことを目的に情報交換を行い、援助方針の協議を行う組織のこと。

第 3 次桜川市地域福祉活動計画

発行／社会福祉法人桜川市社会福祉協議会

発行年月／令和 5 年 3 月

編集／社会福祉法人桜川市社会福祉協議会

〒309-1223

茨城県桜川市楸田 612

TEL : 0296-76-1357

URL : <http://sakuragawa-syakyo.com>
